

宇治市 地域情報化計画書

平成13年6月

宇治市

宇治市地域情報化計画書 目次

序章	宇治市地域情報化計画の位置づけ	1
第一章	我が国の情報化の動向	
第一節	我が国の情報化の動向	2
1.	高度化する情報通信	
2.	インターネットの普及	
3.	ブロードバンド化するネットワーク	
第二節	我が国の情報通信政策の動向	12
1.	ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)	
2.	電子政府と電子自治体	
3.	21世紀の情報通信ビジョン -IT JAPAN for ALL-	
4.	情報通信研究開発基本計画	
5.	次世代地域情報化ビジョン ~ICAN21 構想~	
第三節	地域社会にかかわる動向	17
1.	地域社会の抱える課題	
2.	地方分権の動向	
3.	住民基本台帳ネットワークシステム	
4.	総合行政ネットワークシステム	
第四節	他自治体の先進事例	19
第五節	京都府の情報化ビジョン	21
1.	京都府の新しい総合計画	
2.	宇治市の位置づけ	
第二章	宇治市の現状とまちづくりの方向	
第一節	宇治市の特性	23
1.	市の位置	
2.	歴史・沿革	
3.	交通	
4.	人口	
5.	産業	
6.	保健・福祉・医療	
7.	教育	
8.	文化	
第二節	地域情報化の現状	28
1.	宇治市地域情報化のこれまでの取り組み	
2.	地域情報通信網の現状	
3.	宇治市産業基盤整備構想	
第三節	宇治市第4次総合計画	29
1.	計画の趣旨	
2.	基本理念と都市像	
3.	第4次総合計画と地域情報化	
第三章	地域情報化の課題と方向	
第一節	まちづくりの課題	31
第二節	情報化に対する地域のニーズ	33
1.	市民の地域情報化に対する意識とニーズ	
2.	既存企業の地域情報化に対する意識とニーズ	
第三節	宇治市における地域情報化の方向	35
第四節	配慮すべき点	36

第四章	地域情報化の基本的考え方	37
第一節	基本理念	37
第二節	目標年次	37
第五章	推進すべき地域情報化施策		
第一節	地域情報化施策展開の考え方	38
第二節	行政サービス高度化のための地域情報化施策	39
1.	電子自治体に向けた取り組み		
2.	行政サービスの利便性向上		
3.	市とのコミュニケーションの充実		
第三節	環境都市実現のための地域情報化施策	41
1.	情報化と環境保全の関わり		
2.	環境情報化対策		
3.	交通対策		
4.	テレワーク対応		
5.	緑の文化発信		
第四節	福祉都市実現のための地域情報化施策	43
1.	福祉施設対策		
2.	高齢者コミュニティ対策		
3.	生きがい対策		
4.	保健・医療対策		
5.	災害・防災対策		
第五節	歴史・文化都市実現のための地域情報化施策	45
1.	学校教育の情報化		
2.	生涯学習の情報化		
3.	社会人教育の情報化		
4.	図書館の情報化		
5.	文化施設の情報化		
第六節	産業都市実現のための地域情報化施策	47
1.	新産業創出対策		
2.	商業振興		
3.	観光振興		
4.	伝統産業振興		
第七節	施策展開にあたり配慮すべき点	49
1.	人材の育成		
2.	情報弱者への配慮		
第六章	情報通信基盤整備の考え方		
第一節	情報通信基盤整備の方向	52
第二節	宇治市における情報通信基盤整備	53
第三節	留意点	54
参考資料			
用語解説		55
参考文献		61

序 章 宇治市地域情報化計画の位置付け

現在我が国は大きな変革期を迎えている。産業・経済がグローバル化する中で、高度経済成長期に形成された産業構造や法制度が見直しを迫られている。また、少子高齢化や環境問題の深刻化を始めとする社会環境の変化は、地域社会全体とりわけ行政に新たな課題を突きつけている。これに対し、国や地方自治体の財政状況は、国内経済状況を反映して悪化を続けており、行政改革と財政再建が喫緊に要請されている。

一方、インターネットの爆発的な普及と産業・社会活動のデジタル化・ネットワーク化が進む中で、従来の文書主義・対面主義の行政運営が民間の負担を大きくするとともに、行政そのものの高コスト構造による財政の硬直化が産業の発展と行政サービスの向上を阻害しかねない事態となっている。

半面、諸外国との比較においては、インターネットの普及率など我が国の情報化の進展度は大きく遅れをとっており、情報化の一層の加速が求められている。また、首都圏への人口・経済・情報の一極集中を是正する手段として情報化を活用するためにも、市民生活や地域産業に密着した情報化を進める必要がある。

宇治市ではこのような視点を元に、「宇治市第4次総合計画」に掲げる基本理念『みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市』をめざして、情報通信技術を活用した市民生活の向上と産業振興、行政の効率的運営とサービス向上を図るために、宇治市の地域情報化計画を策定した。

本書では、我が国の情報化の現状と宇治市の現状を概括した上で、宇治市の情報化における課題と方向性を明らかにし、地域情報化の基本理念と施策を策定している。

第一章 情報化の現状と動向

第一節 我が国の情報化の動向

1. 高度化する情報通信

(1) 通信量の急増

近年のインターネットの急速な普及に伴い、従来の音声系の通信に加え、情報通信の量が急激に増加している。

インターネットの普及による通信需要増に対応した通信網の高度化が、さらにインターネットの普及を促すという循環作用により、国民生活や企業活動のさまざまな面において、情報通信量が拡大を続けている。

情報通信量の増加は、インターネットのトラフィックとアクセスポイントの急増に見ることができる。

図 1-1 NSPIXP2*1のトラフィック推移
(WIDE プロジェクト資料)

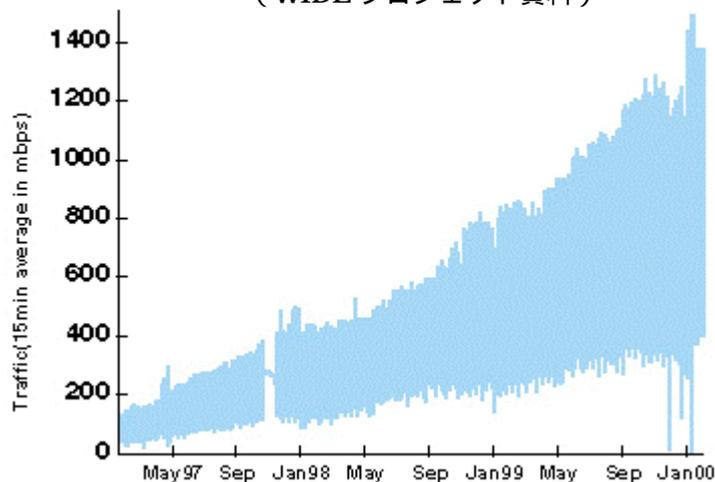
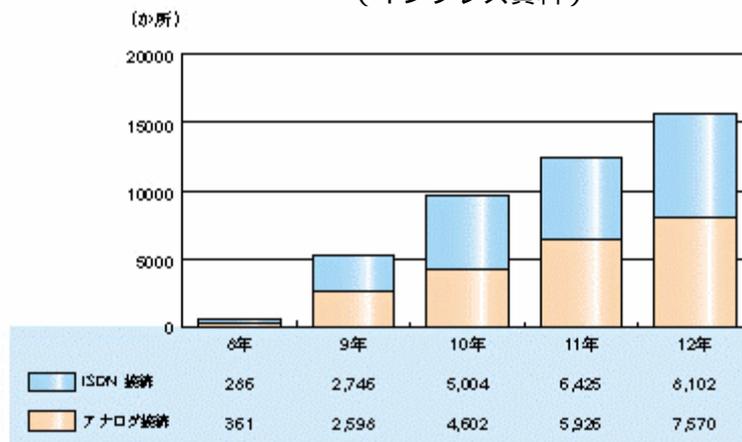


図 1-2 インターネットアクセスポイント数の推移
(インプレス資料)



「平成 12 年版通信白書」より

* 1 NSPIXP2 : Network Service Provider Internet eXchange Point 2 インターネット接続業者(ISP)間の相互接続ポイント(IX)

(2) 基幹網の高度化

国内の電気通信網では、ギガビット級の高速基幹網が構築されつつある。

通信・放送機構(TAO)が整備した研究開発用ギガビットネットワーク(略称JGN)は、けいはんな(関西文化学術研究都市)を始め全国10ヶ所の交換機と5ヶ所の共同利用型研究開発施設(情報通信研究開発支援センター=ギガビットラボ)および45ヶ所の接続装置を超高速光ファイバー回線で結ぶ最大2.4Gbpsの通信ネットワークであり、産学の研究開発に利用されている。

商用分野においては、平成11(1999)年4月にKDD(現KDDI)による100Gbpsの光海底ケーブルJIH(Japan Information Highway)の運用が開始されたことで、高速な国際網との相互乗り入れが容易となり、本格的な高速ネットワーク時代を迎えようとしている。

各電気通信事業者においてはさらに、将来的なトラフィック増加を見込み、大都市間の伝送帯域の増加やWDM(Wavelength Division Multiplexing:波長分割多重)網の増設を計画している。

平成11(1999)年2月に電力会社系通信事業者10社が連合して設立した「パワー・ネット・ジャパン」では、DWDM(Dense Wavelength Division Multiplexing:高密度波長分割多重)による100Gbps(東京-名古屋-大阪、サービス開始当初は、2.5~10Gbps程度)のバックボーンを構築し、平成12(2000)年8月からサービス提供を開始している(図1-3)。

我が国周辺の国際海底ケーブルについても、インターネット等のトラフィックの増加に対応するため、増強が図られている(図1-4)。また、DWDM技術により、日本、台湾、韓国、中国、香港、マレーシア及びシンガポールをループ状に結ぶ光海底ケーブルであるAPCN2(Asia Pacific Cable Network 2)の構築が平成11(1999)年6月に始まり、平成14(2002)年に運用開始が予定されている。このAPCN2はループ構成であるため、一部に障害が起こっても瞬時に自動復旧する機能を持つ信頼性の高いケーブルシステムであり、回線容量も1,280Gbpsまで拡大が可能である。完成後は、現在建設中のChina-USケーブルネットワークやJapan-USケーブルネットワーク等と接続されることになっており、今後ますます増加が見込まれるアジアから米国への通信需要への対応が可能となる。

(3) 加入者網の高度化

公衆網にアクセスするための加入者網は、従来、電話回線を中心に構成されてきたが、近年のインターネットの普及等に伴い、高速データ通信の需要が高まっており、加入者網の多様化が急速に進んでいる(表 1-5)。

FTTH(Fiber to the Home)は、加入者宅まで光ファイバを敷設し、高速・大容量伝送を可能とするものであるが、これにはかなりのコストがかかるため、メタリックケーブルと光ファイバの複合型である PDS(Passive Double Star)方式等の導入・実証試験が進められている。

メタル系では、既存のメタリックケーブルにモデムを接続して高速伝送を可能にする DSL(Digital Subscriber Line: デジタル加入者線)技術による高速アクセスサービスが導入されつつある。DSL には、上り下りの速度が違う非対称型の ADSL や、対称型の SDSL、RADSL、HDSL、VDSL 等多様な技術が存在するため、それらを総称して xDSL と呼んでいる。低コストで高速インターネットアクセスを実現する等の実用性の高さから、米国では、既に平成 10(1998)年から ADSL を中心に DSL サービスの提供が本格化されている。我が国では、平成 11(1999)年に入ってから、一部地域で SDSL によるインターネット接続サービスが開始され、平成 12(2000)年度には関東・関西地方の一部を中心に ADSL および SDSL による定額制インターネット接続サービスが提供されている。

無線系では、FWA(Fixed Wireless Access : 加入者系無線アクセスシステム)が地域電気通信市場の競争を促進するとともに、広帯域の情報通信を無線により可能とするシステムが注目されている。FWA では、光ファイバやメタリックケーブルで構築されているアクセス回線部分を無線で代替するため、ケーブル敷設の必要がなく、ネットワーク構築コストを抑えることが可能である。

表 1-5 アクセス網の分類と伝送容量の比較

分類	名称	伝送速度	サービス開始年	
有線系	メタリックケーブル	固定電話	電話サービス: 上り 33.6kbps / 下り 56kbps	1980年～
		ISDN(64kbps)	64kbps	1988年～
		xDSL	ADSL: 上り 16kbps～1Mbps / 下り 1.5Mbps～9Mbps程度 SDSL: 1対1で 1.5Mbps～2Mbps HDSL: 2対1で 1.5Mbps～2Mbps VDSL: 上り最大 2.3Mbps程度 / 下り最大 62Mbps程度	1999年～
	光・メタル併用	HFC (CATV構成)	CATVインターネット: 30Mbps (上り 10Mbps / 下り 40Mbps) HFC: 50Mbps程度	電話利用 1996年～ インターネット利用 1997年～
		ADSL PDS SS	～144kbps STM-PDS: 64kbps～8Mbps ATM-PDS: 8Mbps～10Mbps STM-PDS: 8Mbps～Gbps	実証実験中 システムについては、1998年よりサービス開始
	光ケーブル	SONET(1.5Mbps)	1.5Mbps	1989年～
	無線系	固定系	FWA(WLL)	～155Mbps
高速移動無線			～1Gbps	研究段階
移動系		携帯電話/ PHS	PHS: 32kbps～64kbps 携帯電話: ～28.8kbps (PDC) / ～64kbps (cdma One) IMT-2000: 144kbps (高速移動)～2Mbps (静止時)	自動車電話 1979年～ 携帯電話 1987年～ PHS 1995年～ IMT-2000 2001年～
		衛星移動電話	2.4kbps～3.6kbps	1996年～
衛星通信		LEO: 8Mbps (固定利用で 10Mbps) GEO: 30Mbps (上りに電話回線利用可能)	1984年～	

「平成 12 年版通信白書」より

(4) ケーブルテレビ(CATV)

ケーブルテレビは、従来の「難視聴対策」「地域コミュニティ情報提供」という姿から、双方向通信サービスを提供するケーブルテレビネットワークへと進化している。

ケーブルテレビの普及状況は、加入世帯数が947万世帯、施設数が984施設、事業者数が686社であり、加入世帯数は前年比19.3%の伸びを示している。(平成11(1999)年度末)*1

通信と放送が融合する動きの中で、従来からの多チャンネルの放送サービスに新しく通信サービスを加えた「フルサービス」を提供するケーブルテレビ事業者が急速に増加しており、平成12(2000)年12月までに、188のケーブルテレビ事業者が電気通信サービスの提供を行っている*2。主なサービス内容は、常時接続型(定額料金)のインターネット接続サービスや専用サービス(水道検針やホームセキュリティなど)等である*3。

したがってケーブルテレビは、教育や医療・介護支援、地域情報発信など「地域メディア」としてのソフトの面と「高度情報通信インフラ」としてのハードの面を有しており、インターネットを利用するための高速インフラという性格が強まりつつある。今後、平成22(2010)年のフルデジタル化に向け、伝送路の光ファイバー化と広帯域化とともに、双方向映像メディアとしての有用性がさらに期待されている*4。

*1 平成12(2000)年8月28日郵政省放送行政局長定例記者会見資料「ケーブルテレビの最近の動向」

*2 平成13(2001)年1月31日郵政省「インターネット接続サービスの利用者数等の推移 平成13年1月(速報)」

*3 平成12(2000)年3月29日郵政省電気通信審議会答申「21世紀の情報通信ビジョン -IT JAPAN for ALL-」第3節[1]2 (a)

*4 平成11(1999)年5月31日郵政省電気通信審議会「ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿」(平成22年のケーブルテレビ)

(5) 移動通信

移動通信(モバイル通信)は、我が国の情報通信分野において急速にその重要性を増してきている。

ここ数年間、東西 NTT 加入電話契約数は減少を続けており、平成 11(1999)年度末には、5,545 万契約となった。他方、モバイル通信(携帯・自動車電話及び PHS)契約数の合計は増加を続け、平成 11 年度末には 5,685 万契約となり、両者の数値は平成 11 年中に逆転した(図 1-6)。*1 いわば「電話は携帯」の時代が到来した。

さらに、平成 11 年から開始された、携帯電話端末単体でのインターネットアクセスサービスは、インターネットへのアクセスを身近なものとし、例えば、NTT ドコモグループの i モードは、サービス開始のおよそ 1 年後の平成 12(2000)年 2 月末現在で 447 万契約に達した。*2 これにより NTT ドコモグループは、我が国の主要 ISP(インターネットプロバイダ)と比較して、最も契約数の多い ISP となっていることがわかる(図 1-7)。NTT 以外の各社を含めた携帯電話端末によるインターネット接続はその後も急増を続け、平成 12(2000)年 12 月末には 2,687 万契約に達するなど、今やインターネット接続サービスですらモバイル通信が大きなウエイトを占めており、「ネットのモバイル化」の流れが定着した。*3

また今後平成 13(2001)年には、高速データ通信が可能な次世代携帯電話方式である IMT-2000(International Mobile Telecommunications-2000)が開始され、携帯電話及び PHS を含めたモバイル通信の総契約数は、平成 12(2000)年度末の 6,541 万契約*4 から平成 17(2005)年度末には 7,903 万契約へと急速な普及が予測される。

図 1-6 モバイル通信と加入電話の契約数の推移

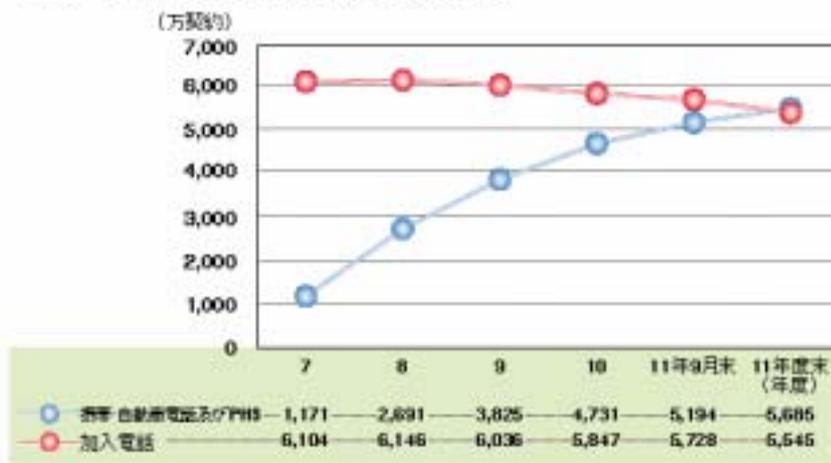
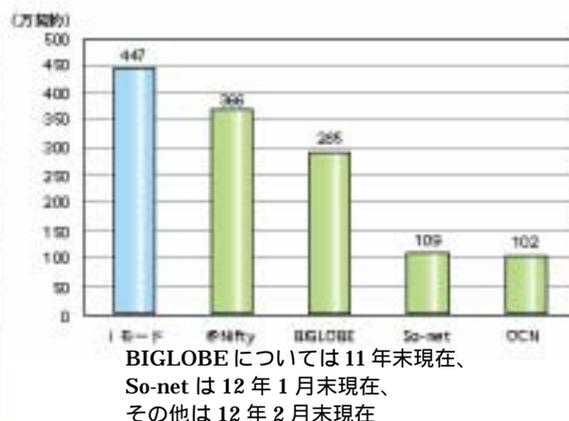


図 1-7 主要ISPと i モードの契約数



「平成 12 年版通信白書」より

*1 *2 平成 12 年版通信白書 第 1 章 序説 3

*3 平成 13(2001)年 1 月 31 日総務省「インターネット接続サービスの利用者数等の推移【平成 13 年 1 月】(速報)」

*4 平成 13(2001)年 1 月 31 日総務省「移動電気通信事業加入者数の現況(平成 12 年 12 月末現在)」

(6) 衛星通信・衛星放送

ア) 衛星通信

国内通信の分野で衛星通信の利用が進展している。使用中の静止衛星(バックアップ用を除く)は、平成 11 年度末現在 9 機であり、総トランスポンダ(電波中継器)数は 275 本である。

衛星の利用分野は、JCSAT*1 及びスーパーバード*2 が主に企業内通信、デジタル多チャンネル放送、衛星インターネット等であり、N-STAR*3 が離島通信及び災害時等の迂回用となっているほか、移動通信サービスにも用いられている。

イ) 衛星放送

・BS 放送

既存のアナログ放送に加え、平成 12(2000)年 12 月から BS デジタル放送が開始された。これにより従来の 4 チャンネルに、デジタル 10 チャンネルが加わった*4。BS デジタル放送はデータ放送と双方向通信が可能であり、新しい通信メディアとして普及が期待されている。

・CS 放送

スカイパーフェク TV ((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)が JCSAT-3 及び JCSAT-4 を用いて、番組を提供している。契約件数は平成 12(2000)年 12 月末 250 万件(前年同期比 56.7%増、同社発表値)であり、同年にディレク TV を統合したこともあり、順調に普及が進んでいる。

CS デジタルは多チャンネルが特長であり、スカイパーフェク TV の場合、テレビ 170 デジタルラジオ 106 チャンネルにより多様な需要に応える番組を提供している。

*1 JCSAT : 衛星の名称。(株)日本サテライトシステムズ(JSAT)が運営する衛星の名称。

*2 スーパーバード : 宇宙通信(株) が運営する衛星の名称。

*3 N-STAR : NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモグループが運営する衛星の名称。

*4 アナログ 4 チャンネル : NHK (日本放送協会) BS1,BS2、日本衛星放送(WOWOW)、ハイビジョン試験放送
デジタル 10 チャンネル : NHK/BS1,BS2,BS デジタルハイビジョン、BS 日テレ、BS 朝日、BS-I、BS ジャパン、
BS フジ、WOWOW、スターチャンネル

2. インターネットの普及

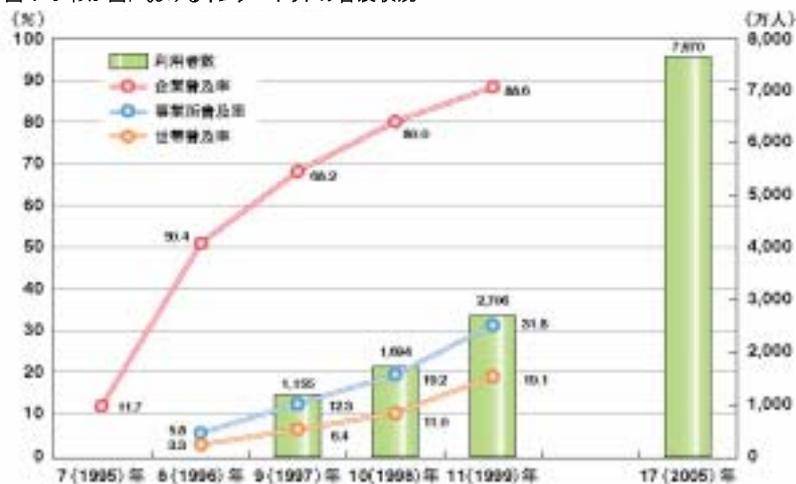
(1) 普及状況

平成 11(1999)年末における我が国の 15～69 歳までのインターネット利用者数は 2,706 万人(対前年比 59.7%増)と推計される*1。このようにインターネット利用者が急激に増加する原動力となったのは、接続形態の多様化である。パソコンのほか、携帯電話端末、携帯情報端末、家庭用ゲーム機、インターネット接続機器を設置したテレビ受像機など多様な接続機器と接続サービスが広がった。なかでも特に携帯電話端末によるインターネット利用が急増している。平成 11 年から携帯電話端末単体で直接インターネット上の携帯電話専用のウェブコンテンツにアクセスが可能になるサービス (NTT ドコモの i-mode、AU の EZ-web、J-PHONE の J-スカイなど) の提供が開始され、携帯電話端末によるインターネットサービスの利用者数は、平成 12 年末で 2,687 万人に達している*2。

インターネット利用者数の今後の動向については、平成 17(2005)年には 7,670 万人に達し、国民の 80%以上に普及すると推計されている*3。(図 1-8)

また、利用場所から見たインターネット普及率は、世帯が 19.1%、事業所が 31.8%、企業が 88.6%となっており*4、特に企業活動の分野においてインターネット利用が浸透しており、利用者にとって様々な場所におけるインターネット利用の可能性が拡大を続けている。

図 1-8 わが国におけるインターネットの普及状況



「平成 12 年版通信白書」より

*1 「インターネット利用者数(2,706 万人)」平成 12 年版通信白書第 1 章序説 4 より引用

2,706 万人 = 9,365 万人 × 28.9% < インターネット個人利用率 >

データは、15～69 歳人口については「日本の将来推計人口(平成 9 年 1 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に、インターネット個人利用率については「生活の情報化調査」(郵政省)による。

*2 平成 13(2001)年 1 月 31 日総務省「インターネット接続サービスの利用者数等の推移【平成 13 年 1 月】(速報)」

*3 「インターネット利用者数の今後の動向」同上

7,670 万人 = 9,175 万人 × 83.6% < インターネット個人利用率将来推計値 >

インターネット個人利用率将来推計値については「生活の情報化調査」による。

*4 郵政省平成 11 年度「通信利用動向調査」

(2) ネットワークのオールIP^{*1}化

情報通信のトラフィックの増大に対応して、音声をIPパケットに変換するインターネット電話(VoIP^{*2})など通信全般に渉るIP化の動きが見られる。インターネットでの利用を前提として、インターネットと親和性の高いIPによる伝送のためのネットワークへの変化が進んでいる。この変化は、公衆網、携帯電話・PHS網、無、DSL、CATV、FWA(Fixed Wireless Access)等、様々なアクセス回線に及んでいる。

また、通信と放送は従来、異なる領域と考えられてきたが、インターネットを利用した音楽や映像の配信が既に広く行われており、利用者側にとっては放送局と同様であるため、インターネット放送局と呼ばれているように、IP化による通信と放送の融合が起こりつつある。

現在、パソコン、携帯電話、携帯端末、ゲーム機、インターネットテレビなど多様なネットワーク接続機器が流通しているが、さらに、テレビ・冷蔵庫・電子レンジ等の家電製品にインターネット接続機能を付加した「情報家電」「デジタル家電」「インターネット家電」が今後普及する可能性がある。これらの機器がインターネットに常時接続される場合、家庭内から全世界に広がるネットワークがIPネットワークで構築され、情報機器・家電製品全てが固有のIPアドレスで管理されるようになる。

なお、先進国と新興工業国を中心にしたインターネットが発展途上国を含めた全世界へ普及していく過程で、従来方式のIPアドレス管理方式(IPv4)では、21世紀初頭には、割り振るアドレスが枯渇することは明らかである。

そのため、十分なアドレス空間を備え、プライバシーとセキュリティの保護がしやすいIPv6^{*3}を備えたインターネット網への移行が進められている。

*1 IP : Internet Protocol。インターネットで使用される標準的な通信手順。

*2 VoIP : Voice over IP。音声をIPパケットに変換しインターネットを通して交換する方法。インターネット電話。

*3 IPv6 : Internet Protocol version 6。IPの次期規格の名称で、アドレス長が現行の32ビットから128ビットへ拡張されるなどの特徴があり、世界人口をはるかに超える数のアドレスが十分に確保できる。

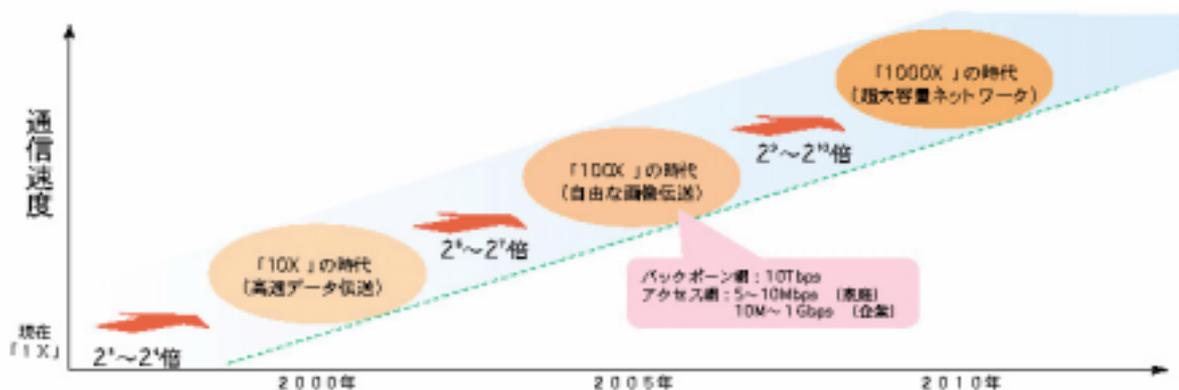
3. ブロードバンド化するネットワーク

インターネットの普及に伴い、ネットワークの接続形態・伝送容量などがアプリケーション、コンテンツを制約していた関係から、アプリケーション、コンテンツの需要の増大がネットワーク構築をリードする関係へ転換する可能性が高まっている。

家庭、オフィス、移動（モバイル）など様々な場所と接続形態から、高速・大容量・低廉な通信が利用できるネットワーク環境が求められている。

今後のネットワークの通信速度は、平成 17(2005)年までに、各家庭で動画像を含む現在の 100 倍の高速データ量を扱う(「100X」)通信社会が、平成 22(2010)年までには動画像を含む現在の 1,000 倍のデータ量を扱う(「1000X」)超大容量ネットワーク社会が到来し、17(2005)年頃の通信速度は、バックボーン網で 10Tbps、アクセス網については家庭で 5～10Mbps、企業で 10M～1Gbps になると予測されている*1。

図 1-9 ネットワークの発展展望



「平成 12 年版通信白書」より

*1 平成 11 年 6 月 22 日「次世代ネットワーク構想に関する懇談会」報告書『2005 年へ向けた次世代ネットワーク構想』3(2)

第二節 我が国の情報通信政策の動向

1. ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)

新しい千年紀を迎え、今後の我が国経済社会にとって重要性や緊急性の高い情報化、高齢化、環境対応の三つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトを構築することを、平成 11(1999)年 12 月 19 日に内閣総理大臣が決定した。

情報通信分野については、「誰もが自由自在に情報にアクセスできる社会」を目指して、次の 3 つのテーマが挙げられている。

教育の情報化

- ・平成 13(2001)年度までに、すべての公立小中高等学校がインターネットに接続する。
 - ・平成 17(2005)年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットに接続する。
- 全ての授業においてコンピュータを活用できる環境を整備する。

電子政府の実現

平成 15(2003)年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続きをインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。

IT 21 (情報通信技術 21 世紀計画) の推進

平成 17(2005)年度までに、全ての国民が、場所を問わず、超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネット&コンピューティング環境を創造する。

2. 電子政府と電子自治体

(1) 電子政府

電子政府とは、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類・対面により行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものである*1。国における行政の情報化については、「行政情報化推進基本計画」*2に基づいて進められてきたが、平成 11(1999)年の「ミレニアムプロジェクト」において、電子政府実現の目標年次を平成 15(2003)年度とすることとインターネットの利用が明記された。さらに、平成 12(2000)年 11 月の「IT 基本戦略」では、次の具体的な取組みが打ち出されている。

- 電子化実現のための共通基盤の構築（政府認証基盤、セキュリティ基盤など）
- 行政（国・地方自治体）内部の電子化
- インターネットを利用した行政手続（電子申請・届出）
- インターネットによる電子調達
- インターネットによる行政情報公開の促進
- 地方公共団体の取組み支援
 - 地域情報インフラ整備への支援
 - 地方自治体の先進的な取組みの支援
- 地方分権の促進、規制・制度の見直し

(2) 電子自治体

地方自治体においては、早くから住民記録・税・年金などの行政事務の情報化に取り組んできたが、より簡素・効率的な行政を目指して、国の電子政府構想と一体的に自治体内部の電子化及び民間との電子的手続の実現に向けた取組みが行われている。

自治体の行政事務は、住民に対する行政サービスに直結しているため、住民や地域社会に与える影響が大きい。

自治省地域 IT 推進本部の「IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」*3 では、申請・届出手続の電子化、調達手続の電子化、行政文書の電子化と公開と合わせ、これを実現するための基盤となる地域情報通信基盤の整備と情報通信拠点設備の整備の必要性を訴えている。

*1 平成 12(2000)年 11 月 27 日 IT 戦略会議「IT 基本戦略」

*2 平成 6(1994)年 12 月閣議決定、平成 9(1997)年 12 月改定

*3 平成 12(2000)年 8 月 28 日 情報通信技術(IT)革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部決定

3 . 21 世紀の情報通信ビジョン - IT JAPAN for ALL -

郵政省電気通信審議会は「21世紀における高度情報通信社会の在り方と行政が果たすべき役割」について平成10(1998)年12月2日、「21世紀の情報通信ビジョン - IT JAPAN for ALL - 」と題された答申を提出した。

この答申では、「ITの高度化と、その効用の社会還元」を目標に、情報通信ネットワークとその利用環境の整備を図るに当たり、次のような考え方を示している。

5つの潮流

i) 「高速」「常時接続」「低廉・定額」

個人向けインターネットの利用環境の改善

ii) 通信・放送の融合化

規制・制度の再検討

利用者がメディアを意識しない融合端末の開発

iii) 加速するネットワークとユーザ・ニーズの高度化

「IP化」「モバイル化」「ユビキタス化」「ネットワーク/アプリケーション/コンテンツの融合」に対応した新サービス・市場獲得のための情報通信産業支援

iv) ボーダレス化

企業や国の枠を越えた経済活動や生活の場の拡大に対応した、人材・技術を集積する情報通信ハブ実現のための環境整備

v) 情報通信の担い手の多様化

行政・企業・大学に加え、個人・NPO・地域グループが担い手に
新たな担い手への技術移転と支援

地域情報通信インフラの整備

2つの課題

i) デジタル情報格差 (Digital Divide)

情報にアクセスする機会の不均等 (国内格差/国家間格差) を是正するため、
情報リテラシー向上と情報バリアフリーの実現

ii) 脆弱性 (Vulnerability)

ネットワークとデジタル情報への社会経済活動の依存度が増大し、破壊・不正
利用・障害などの危険が増大

ネットワークセキュリティ対策と利用者保護

3つの原則

i) 情報収集・公開による「的確な動向把握・情報提供」

ii) 適切な「方向性の提示」

市場・サービス・技術に関する適切な方向性の提示

iii) 「スピード」を持った「政策資源の集中投入」

人的・組織的・財政的資源の再配分・集中投入

4. 情報通信研究開発基本計画

郵政省「情報通信研究開発基本計画」のなかで、わが国の21世紀重点研究開発プロジェクトが示されている*1。

次世代超高速ネットワークプロジェクト

- ・全光通信

幹線からアクセス系までの光信号化によるネットワークの高速化

- ・次世代インターネット

モバイル通信プロジェクト

- ・パーソナルモバイルマルチメディア

第4世代移動通信によるマルチメディア/コンピューティング環境

- ・高度道路交通システム（ITS）

ヒューマン・コミュニケーションプロジェクト

- ・グローバルバリアフリー通信（言語の壁を越え文化を共有する通信）

自然な話し言葉の音声翻訳技術

- ・スーパーリアリティー通信（五感通信、空間共有通信、VR*2）

五感情報（映像・音響・触覚・嗅覚・味覚）を伝送・操作する技術

立体空間情報や色情報を遠隔地間で共有・操作する技術

- ・リテラシーフリー通信（高齢者、障害者、だれでも簡単に通信できる）

利用者の感情や状態を推定し伝達する技術

環境保全プロジェクト

- ・環境の計測

マイクロセンサーによるネイチャーインターフェースの構築

地球観測衛星システムの開発

- ・環境情報の利用（環境観測データベースの流通）

- ・環境への負荷軽減

電磁波影響評価、省電力デバイス・機器の開発

宇宙開拓プロジェクト

- ・衛星ネットワーク（衛星通信技術）

- ・衛星による地球観測

- ・宇宙開発の支援

*1 平成12(2000)年2月28日 電気通信技術審議会答申「情報通信研究開発基本計画（第3版）」

*2 VR：Virtual Reality 仮想現実、人工現実感

5. 次世代地域情報化ビジョン ~ I C A N 2 1 構想 ~

電気通信審議会は、各地域が地方公共団体首長のリーダーシップの下、住民の参加や民間・NPOとの協働等により、自らの責任で地域特性に応じた情報化施策を推進すべきという観点から、自立分散型「次世代地域情報化政策」について、提言を行った*1。

地域情報通信システムの将来像

地方公共団体による高速・大容量・双方向の自律分散型地域公共ネットワークの整備に取組み、住民サービスの充実を実現

国際的な技術標準の採用や、ミドルウェア機能の構築等により、自律分散的に整備される情報通信システム間の相互接続性を確保。

広域化、担い手、地域特性の3つの方向性をふまえた地域情報化政策の推進

広域化

新しい全国総合開発計画や地方分権、介護保険導入に伴う広域行政の展開を契機とした、広域性に重点を置いた地域情報化施策を推進。

担い手

地域情報化の担い手として、地方公共団体のみならず民間企業、地域に根ざした大学や住民・情報コミュニティ・NPOの参加と連携を念頭に置いた支援策を検討。

地域特性

条件不利地域に配慮しつつ、モデル的取組みや地域特性（地理的条件、人口動態、地域文化）に応じた取組みを推進。

地域情報化と行政情報化の一体的推進

行政手続きの電子化とシステムのオープン化をすすめることにより、地方分権と住民参加型の地方自治の実現を図るとともに、情報通信を核とする地域経済の活性化を推進。

地域情報化推進にあたっての主な課題とアプローチ

高齢者、身体障害者をはじめとした全ての人が情報通信の利便を享受できるように情報バリアフリーな環境を実現

「グローバルスペース」に向けた情報発信を意識した地域情報化を推進。

情報通信アメニティ空間の創造による大都市のリノベーション

*1 平成 11(1999)年 5 月 31 日 電気通信審議会答申「次世代地域情報化ビジョン～ICAN21(Information Community Area Network 21)構想～」

第三節 地域社会に関わる動向

1. 地域社会の抱える課題

21世紀を迎え、わが国の社会情勢は、大きな転換期にある。人口構成の変化、家族関係の変容、大量消費社会から循環経済社会への転換などさまざまな情勢の中で、特に地域社会に密接な課題として、「少子高齢化」と「環境問題」が挙げられる。

(1) 少子高齢化

平成12(2000)年10月1日時点のわが国の総人口1億2,693万人の内、15歳未満のこどもの人口は1,847万人、総人口に占める割合は14.6%、65歳以上の高齢者人口は2,193万人、高齢化率は17.2%となっている^{*1}。

少子化の原因は、晩婚化・非婚化による出生率の低下にある。配偶者のある女性の出生児数は大きく低下していない。また、平均寿命が伸びたことから、高齢者の人口・構成比ともに増加した。

推計では、平成22(2010)年には、総人口1億2,763万人に対し、15歳未満人口1,831万人、高齢者人口は2,813万人、高齢化率は約22%という本格的な高齢社会が到来するものと見込まれている^{*2}。

少子高齢化の進展は、労働者の比率減少と高齢化による生産力の低下、介護労働の増加、年金・医療・福祉費用増による現役世代の租税負担・社会保障負担の増加、財政赤字など、経済社会に与える影響が大きい。これに対し、労働生産性の向上や女性・高齢者・障害者の就労の拡大が必要である。また、高齢者に対応した生活環境の整備（バリアフリー化）の必要性が高まっている。その一方、健康で経済的に豊かな高齢者は社会参加の意欲が強く、これに対応した行政サービスが求められる。

(2) 環境問題

わが国では、工業化に伴う大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動など高度経済成長期の公害問題に加え、廃棄物・窒素酸化物の問題など人口密集に伴う都市・生活型公害を抱えてきた。近年は、オゾン層の破壊、二酸化炭素(CO₂)濃度の上昇等による地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の減少、有害化学物質（ダイオキシンなど）など、地球規模の環境問題に対する国際的な危機感が高まっている。なかでも温暖化問題については、地球温暖化防止京都会議(COP3)において温室効果ガスの排出削減に関する議論が行われた^{*3}。

有害化学物質や二酸化炭素排出削減などは、エネルギー大量消費型の経済社会と生活様式の見直しを迫るものであり、地域社会においても、生活環境の維持・改善のため、産業中心の対策から住民や環境NGOと連携した生活レベルにまで及ぶ総合的な対策への取組みが求められている。

*1 総務庁統計局「人口推計」(平成12年分は概算値、平成11年分は確定値)

*2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成9年1月推計、中位推計)

*3 平成9(1997)年12月 気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)第3回締約国会議

2. 地方分権の動向

わが国は、第2次世界大戦後の復興から高度経済成長を遂げる過程において、統一的政策の実施と資源の集中の必要性から、政府への権限集中が行われてきた。しかし近年においては、中央集権型行政システムが、権限、財源、人材、情報を中央に過度に集中させ地方の資源、活力を奪うという弊害が目立つようになった。そのため、平成6(1994)年、権限を中央から地方へ移管する方針が「地方分権大綱」として打ち出された*1。平成7(1995)年から「地方分権推進法」に基づき地方への権限移譲が進められてきたが、さらに地方分権化を加速するため平成12(2000)年4月「地方分権推進一括法」の施行により、国の機関委任事務の廃止、権限移譲などが行われた*2。また、中核市・特例市制度創設と要件緩和により、都道府県から市町村への権限移譲も進みつつある。

地方分権化は、住民にとって、身近な地方自治体で地域の実情に応じた政策が行われ、また住民が政策作りに参画しやすくなり住民自治が進展するなど利点が多い。今後自治体が国に依存しない主体的・自律的な行政運営を行うためには、職員の政策能力等の資質向上、既存体制の見直しが急務である。また、一方で広範囲な課題に取り組むための新たな広域連携・ネットワークの充実が求められている。

3. 住民基本台帳ネットワークシステム

行政機関における本人確認事務を簡素化するため、「住民基本台帳ネットワークシステム」の整備が進められている*3。同システムは、各市町村の住民基本台帳を基にした氏名・住所・性別・生年月日の4情報を行政機関の間で照会する制度であり、年間約8,400万件に上る各種申請などの手続時の住民票の写しの添付省略のほか、年間約460万件の転出転入を一回の手続で行えるようにするなどの事務効率化と住民の利便性向上の効果がある。

また、住民が使用する「住民基本台帳カード」は、各自治体独自の福祉サービスや広域連携サービスなどに活用することが期待されている。

「住民基本台帳ネットワークシステム」は、平成14(2002)年8月に運用開始の予定である。

4. 総合行政ネットワークシステム

平成15(2003)年度の「電子政府」実現に向け、行政文書の電子化が進められているのに対応して、行政機関の間で電子文書を送受する仕組みが、「総合行政ネットワークシステム」である。現在、電子文書の様式の統一、送信元や受取先を確認し偽造・漏洩・改竄などを防ぐ認証機能などの整備が進められている。

「総合行政ネットワークシステム」は、平成13(2001)年度に都道府県ならびに政令指定都市、平成15(2003)年度までに市町村に整備される予定である。

*1 平成6(1994)年12月25日閣議決定「地方分権の推進に関する大綱方針」

*2 平成12(2000)年4月1日施行「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」

*3 平成11(1999)年8月18日公布「住民基本台帳法の一部を改正する法律」

第四節 他自治体の先進事例概要

現在、地域情報化に意欲的に取り込む自治体では、地域の様々な課題を解決するために地域の特性に応じた情報通信技術を活用した事業の事例がある。特に参考になると思われるものをまとめた。

自治体	システム名	主要 メディア	内 容
岐阜県・大垣市	大垣市情報工房 「マルチメディア・キッチン」	光ファイバ、ISDN	<p>【概要】</p> <p>岐阜県の情報化政策「高度情報基地ぎふづくり」の一環である“ソフトピアジャパンセンター”と連携して、地域における「人材育成」と行政と市民の間の「情報受発信」を行う。</p> <p>「情報受発信機能」 市役所や小中学校をネットワーク（岐阜情報スーパーハイウェイ）で結び、行政・教育・福祉・文化等の市民生活に関連の深いマルチメディア情報を提供している。</p> <p>「人材育成機能」 高度情報社会を担う個性的で独創性豊かな人材の育成を図る。</p> <p>『マルチメディア情報ネットワーク実験』 <u>小中学校教育実験</u> “空飛ぶ教室プロジェクト（ネットワーク・マルチメディア教材の授業活用）”</p> <p><u>市民向けホームページ制作講習</u> “市民ホームページプロジェクト”</p> <p>『マルチメディア人材育成プロジェクト』 <u>パソコン講習</u> マルチメディア作品創作</p>

(つづく)

自治体	システム名	主要メディア	内 容
埼玉県・川口市	埼玉県南5市テレトピア計画	CATV、ISDN	<p>【概要】 川口市を含む5市で構成する「埼玉県南5市テレトピア計画」に基づき、情報提供システムを構築。 <u>県南5市行政情報提供システム</u> ホームページによる行政情報提供 <u>コミュニティ放送システム</u> CATVによる地域情報の提供 <u>デジタル番組制作支援システム</u> CATV番組やデジタルコンテンツの制作支援 <u>図書館情報ネットワークシステム</u> 蔵書情報の共有と相互検索・貸出 <u>地域福祉情報システム</u> インターネットによる福祉施設、福祉サービス、ボランティア情報の提供 <u>地域防災情報システム</u> CATVによる緊急通報、災害状況・避難情報提供 <u>公共施設・スポーツ施設案内・予約システム</u> 公共施設端末による施設案内・利用予約</p> <p>【今後の主な計画】 <u>市民との情報ネットワーク化</u> 保健・医療情報データベースの構築と情報共有 CATVによる学校や家庭のインターネット接続 <u>地域産業の活性化</u> ・産業分野に重点を置いた地域ポータルサイト構築 ・川口産業振興公社を中心とした中小企業の情報化支援と情報交流促進 ・埼玉県・NHK・川口市が推進する「SKIPシティ事業」(映像産業を核とする新産業拠点整備)と連携したデジタルコンテンツ産業の育成 ・電子商取引、仮想商店街開設の支援</p>
愛知県・岡崎市	岡崎市情報ネットワークセンター	センター施設、CATV	<p>【概要】 ・情報化の拠点となる「岡崎情報ネットワークセンター」を整備し、市内主要公共施設、市民センター、学校、図書館を高速ネットワークで接続し行政情報・ボランティア情報・消防情報・学校教育支援情報の提供。 ・行政情報(行政手続き案内・行政相談・証明書発行) ・文化生活情報(イベント案内・観光案内・生活に関する案内) ・図書館情報 ・遠隔教育(学校間交流・学習教材配信) ・地理情報 ・キオスク端末による情報提供 ・家庭からの電話・パソコン・FAXで各種情報を入手可能</p>

第五節 京都府の情報化ビジョン

1. 京都府の新しい総合計画

京都府では、平成 13(2001)年から平成 22(2010)年までを対象とした新しい総合計画を開始した。この新京都府総合計画では、府の将来像として、以下のような社会を目指している。

一人ひとりがいきいきと暮らせる社会
人と自然が共生する循環型社会
文化・学術を創造し、世界に発信する社会
たくましい地域経済のもとで持続可能な発展をめざす社会
豊かな社会基盤が支える快適でうるおいある社会

これらの実現に向けた施策展開の手段として、情報通信技術の利用が有効であるとの観点から、多くの情報化施策が計画されている。

くらしの情報化	行政手続の高度情報化推進（電子府庁） 医療・福祉の情報提供と医療情報システムの整備 高齢者のための情報提供・交流促進 障害者の自立支援と雇用促進、情報の共有化
環境	環境 NGO との情報交換、環境教育・学習の充実 高度道路交通システム(ITS)の推進 新交通管理システム(UTMS)の推進 有害化学物質情報の提供
災害対策	災害情報収集・提供システム整備
学校教育 生涯学習	情報教育の推進 生涯学習情報提供システムの拡充 図書館情報ネットワークの充実 スポーツ情報システムの充実
学術文化振興	文化財情報センター機能の充実、学術研究情報発信の強化 高度情報化パイロットモデル都市の形成 関西学研都市に文化情報コミュニティを形成
地域振興 情報産業振興	農山漁村から都市部へのふるさと情報の発信 京都府南部の産業拠点「京都 IT バザール」の形成 交通・情報通信・住環境のインフラ整備 新産業育成(エレテイメント産業, デザイン産業, ベンチャー企業) ベンチャービジネス・インフラの整備
産業の情報化支援	マルチメディア観光、デジタルアーカイブ 中小企業の情報化推進
情報化社会環境	職員の情報活用能力向上 情報バリアフリーの推進 情報化支援センターの整備 ハイテク犯罪対策 個人情報 / プライバシーの保護 情報格差是正のための情報通信基盤整備

2. 宇治市の位置づけ

宇治市を含む山城中部地域は、第二名神高速道路を始めとした広域幹線道路ネットワークの結節点であり、関西文化学術研究都市が立地するため、京都市南部との連携を図りながら、産業・文化圏を形成することが期待されている。なかでも宇治市は、府内第2の工業都市であり、京都市に隣接することから、地域内の産業拠点として基盤整備を図る計画である。

京都府では、この府南部における産業拠点整備構想を「京都ITバザール(仮称)」と名づけている。IT関連等の成長産業が集積・発展する新しい産業拠点を核として、あらゆる分野でIT化を促進し、京都産業全体の構造改革と強化を図る計画である。

京都ITバザール構想

ベンチャービジネス・インフラの整備促進

助成制度の導入及び立地規制の緩和

交通・情報通信・住環境インフラの整備の促進

関西文化学術研究都市の研究成果の産業的活用の推進

2. 歴史・沿革

京都と奈良の間に位置する宇治は、大化 2(646)年に宇治橋が架けられ、古代より交通の要衝として発展してきた。平安時代には、風光明媚な地として貴族の別業地として栄え、藤原頼道が建立した「平等院鳳凰堂」や、現存するわが国最古の神社建築である「宇治上神社」が遺され、かつての王朝文化を伝えている。また、紫式部の「源氏物語」の最後の十帖が宇治を舞台として展開され、「宇治十帖」と呼ばれる。

中世には、幾多の戦乱の場となった一方、緑茶の産地として名声を上げ、「宇治茶」は今日も高級茶の代名詞として伝統産業となっている。

明治以降は、巨椋池の干拓事業や鉄道の敷設などが行われ、昭和 26(1951)年に東宇治町、宇治町、槇島村、小倉村、大久保村の 2 町 3 村が合併して宇治市が誕生した。

3. 交通

市内には、JR 奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の 3 本の鉄道が通り、京阪宇治交通バスが主要駅と市街地を結んでいるほか、主要駅から東京新宿行高速バスや関西空港行リムジンバスも運行している。また、国道 1 号・京滋バイパス・国道 24 号・府道京都宇治線・府道宇治淀線・府道宇治城陽線等が主要道路網を形成しているが、京都市と府南部を結ぶ府道京都宇治線が市街地を縦貫しているため、慢性的な交通渋滞が発生している。本市は黄檗山手線・宇治槇島線・新宇治淀線の建設に取り組んでいる。

4. 人口

平成 12(2000)年 1 月 1 日現在の宇治市の人口は、191,092 人、世帯数は、69,424 世帯であり、うち外国人は 3,186 人となっている。

宇治市は、京都、大阪の衛星都市として、高度経済成長期の昭和 35～40(1960～1965)年には 45.6%、昭和 40～45(1965～1970)年には 50.1%の人口急増期を経て、現在は静化しつつも引き続き微増傾向にある。

平成 11(1999)年 10 月 1 日時点の、宇治市の高齢化率（65 歳以上人口の割合、外国人を除く）は 13.0%と、全国や京都府の高齢化率の平均を下回るものの、前年と比較し、5.2%増加している*1。

昼間人口と夜間人口の比較では、32,844 人の流出超過、昼夜間人口比率は 87.2%であり、住宅都市という性格が表われている。

表 2-2 宇治市人口・世帯数の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
人口	152,692	165,411	177,010	184,830	191,092
世帯数	45,748	49,982	55,327	61,665	69,424

国勢調査より各年 10 月 1 日現在

平成 12 年は 1 月 1 日の住民登録と外国人登録の合計

*1 平成 11 年 全国の高齢化率 16.7%、京都府の高齢化率 16.8%（厚生省 厚生行政基本統計表）

5. 産業

(1) 産業構造

平成 7(1995)年の国勢調査によると、宇治市の就業人口は、90,318 人であり、1次、2次、3次産業別の就業者の割合は、0.7%、33.2%、65.6%となっている。全国平均に比べ第1次産業の割合が極めて低く、第3次産業への依存が高い*1。

市内の事業所については、全体で 6,795 事業所、従業者数 64,596 人となっている。その内訳をみると、卸・小売業・飲食店 42.0%、サービス業 28.6%を含め、第3次産業の事業所が 77.9%を占めている*2。

(2) 農業

農業は、稲作を中心として、伝統的作物である茶の生産、大消費地に近い条件を生かした都市近郊農業が行われている。平成 7(1995)年の農業センサスによると、経営耕地面積は 356.5 ㌦で、5 年前に比べ 9.1%減少している。同年の国勢調査にもとづく農業就業者は 619 人で、20 年前に比べ 29.7%減少している。平成 11 年の農業粗生産額は 18 億円*3 である。本市は、高級茶として有名な「宇治茶」の産地、また集散地であり、平成 10 年には、37 件の製茶工場が立地しているが、生産量、茶園面積ともにほぼ横ばいの傾向が続いている。

(3) 工業

工業は、平成 10 年の工業統計調査*4 によると、事業所数 679、従業者数 13,955 人、製造品出荷額等が 7,779 億円となっており、3 年前の調査に比べ、ほぼ横ばい傾向にある。本市では、槇島町に 50%以上の事業所が集中しているのが特徴である。また、製造品出荷額等の約 50%は近年好調な玩具メーカーを含む「その他の製造業」の事業所によるという顕著な傾向を示している。

(4) 商業

商業は、平成 9 年の商業統計調査*5 によると、商店数 1,826 店、従業者数 11,531 人、年間販売額 2,663 億円となっている。規模別にみると、1~4 人の商店が全体の約 70% であり、小規模零細の商店が圧倒的多数を占める。地域的には、京都市への購買者の流出が多く、市内では六地藏、槇島町、大久保町、菟道が中心地区となっている。従業者数、販売額とも、商店街を構成する中小商店から大型店へ比重が移りつつある。

(5) 観光

宇治市は「平等院」「宇治上神社」の世界遺産や豊かな自然・美しい景観などの観光資源に恵まれており、年間の観光客数は約 400 万人である。また「源氏物語のまち」として観光 PR に力を注いでおり、「源氏物語ミュージアム」が人気を集めている。

*1 平成 7 年 全国平均 1 次 5.3% , 2 次 31.5% , 3 次 62.7%

*2 平成 8 年事業所統計調査

*3 農水省近畿農政局 京都農林水産統計速報「平成 11 年京都府の農業粗生産額及び生産農業所得(概算)」

*4 「宇治市の工業 平成 10 年工業統計調査結果報告」

*5 「宇治市の商業 平成 9 年商業統計調査結果報告」

6. 保健・福祉・医療

(1) 高齢化への対応

第一章第三節の1で述べたように、わが国は少子高齢化の問題を抱えている。宇治市も例外ではなく、高齢化社会の到来に備え、「宇治市高齢者保健福祉計画」(平成12(2000)年)に基づいて、病気の予防と健康増進, 高齢者コミュニティづくり, 介護サービス基盤の整備, 生きがい対策などの施策を実施している。

(2) 少子化への対応

本市では、安心して子どもを産み育てる社会環境を整えるために、「宇治市児童育成計画」(平成12(2000)年)に基づいて、保育サービスの充実や地域子育て支援センターの設置などの子育て支援策、留守家庭児童対策としての育成学級の実施、若年ひとり親家庭の支援策などに取り組んでいる。

(3) 地域福祉体制づくり

生活様式の多様化や精神ストレスの増大、いじめや児童虐待などの多様化・複雑化する問題に対応するため、保健・福祉・医療の連携、行政と民間の福祉活動の連携を目指した新しい福祉体制の構築が求められている。本市では、幅広い市民・団体・ボランティアとの協力、宇治市社会福祉協議会の支援、民生児童委員との連携強化などを図っている。

障害者福祉については、障害者の自立と社会参加を支えるため、「宇治市障害者福祉基本計画」(平成11(1999)年)に基づいて、保健・医療の充実, 雇用・就労の促進などの施策をすすめている。

7. 教育

(1) 学校教育

平成 12(2000)年 5 月 1 日時点の児童・生徒数は、小学校 22 校 10,766 人、中学校 9 校 5,541 人で、いずれもピーク時の約 60%まで減少している*1。本市では、文部省「新学習指導要領」に沿って、学校週 5 日制の導入と教育内容の充実、人権・同和教育や障害児教育、健康安全教育の充実、教職員の資質・能力向上、「宇治市学校施設整備計画」(平成 10(1998)年)に基づく校舎等の老朽化対策と施設整備を進めている。

また、5 歳児就園率は 67.6%と非常に高く、就学前教育としての公・私立幼稚園の役割が大きい。

市内の高等学校は 6 校で、生徒数は 5,600 人ほどである。そのほか京都大学宇治キャンパスと京都文教大学・短期大学が立地している。また、宇治市街から 5~10km の圏内に関西文化学術研究都市(けいはんな)が広がっている。

(2) 社会教育

宇治市には、生涯学習センター・図書館(3 館)・青少年指導センター・青少年センター・体育館(2 館)・総合野外活動センター・巨椋ふれあい運動広場・文化会館・歴史資料館・公民館とコミュニティセンターなど数多くの社会教育・生涯学習関連施設が整備されている。

また、「宇治市生涯学習基本計画」(平成 9(1997)年)に基づき、市民や関係団体、サークルなどとの連携による、学習情報の提供や人材の養成が進められている。

8. 文化

宇治市は古代からの長い歴史のあるまちであり、平安時代以降の歴史的建造物や資料が数多く残されている。世界遺産の宇治上神社や平等院をはじめとする文化財の保護と、歴史資料館を中心とする歴史資料や伝統文化の収集・保存が行われている。

また現代の文化創造・発展のため、市民の文化芸術活動や鑑賞の場である文化会館・公民館・生涯学習センターなどの整備とともに、「源氏物語のまちづくり」をテーマとした施策の一環として、平成 10(1998)年に「源氏物語ミュージアム」が建設された。平成 4 年から毎年、「紫式部文学賞・紫式部市民文化賞」が贈られている。

*1 平成 12 年度京都府学校基本調査速報

第二節 地域情報化の現状

1. 宇治市地域情報化のこれまでの取組み

宇治市の行政情報化については、昭和 60(1985)年の住民記録システム導入を皮切りに税務等の大量定型業務の情報システム化が行われ、平成 4(1992)年の新庁舎移転以降は LAN(Local Area Network)の整備と、「OA 化基本計画」(平成元(1989)年,平成 8(1996)年)に基づく設備の整備が進められてきた。

地域における情報化への取組みとしては、平成 7(1995)年に庁内に「地域情報化研究委員会」を設置し、平成 8(1996)年に「地域情報化基本構想」を庁議決定した。この構想では、『自然・人・情報が生かされる 心かよう人間性豊かな情報都市 宇治市』を基本理念とし、公共施設情報サービス、保健医療福祉情報サービス、地域産業情報サービス、観光情報サービス、教育学習情報サービス、都市環境情報サービス、生活情報サービス、行政情報サービスの 8 分野について情報サービスの展開を提示している。

宇治市生涯学習センター、職業訓練センターにおいて、市民や市内企業向けのコンピュータ講座が開催され、いずれも好評を博している。

2. 地域情報通信網の現状

宇治市の行政機関(市役所と行政サービスコーナー)や学校間、図書館の間をそれぞれ結ぶ専用通信回線が設けられているが、多くの公共施設間の情報通信網は未整備である。市民は、民間の通信事業者を通じて市のホームページを閲覧することができるほか、体育施設に設置された公共端末を使って施設利用予約ができる。

また、平成 7(1995)年に、宇治市、久御山町、宇治商工会議所、宇治市観光協会、他民間企業などが出資する「FM うじ」(コミュニティ FM)が開局し、宇治市も市行政情報の広報に利用している。

地域内で高速大容量通信を提供する基盤として CATV が考えられるが、現在、宇治市を営業区域としている CATV 事業者は現れていない。

3. 宇治市産業基盤整備構想

平成 12 年 3 月、宇治市では、既存工業の振興と新たな工業集積を目的として、「宇治市産業基盤整備構想」を策定した。工業集積効果を高めるために産業基盤の整備が必要であり、また、21 世紀における新産業育成・誘導のために高度情報通信基盤の整備と自由な企業活動を可能とする環境づくりと支援が必要であるという 2 つの観点から、工業振興の施策体系を構想している。

既存工業振興策として、槇島地区を工業振興の拠点と位置付け、交通などの都市基盤整備、情報基盤の整備と情報中枢機能の設置などを検討するとしている。また、新産業育成・誘導策として、IT 関連分野の研究や事業を育成・支援する施設の整備や優遇措置を図るとしている。

第三節 宇治市第4次総合計画

1. 計画の趣旨

平成 3(1991)年から、平成 12(2000)年を年次計画とした第3次総合計画では、道路、公共下水道、公園、鉄道等遅れていた都市基盤施設や少子高齢社会に対応する施設の整備に力を注ぎ、大きな成果を挙げてきた。

第4次総合計画は、第3次総合計画での成果を引き継ぎながら、時代の変化や厳しい財政状況に適切に対応するなかで、市民が豊かさを実感できる宇治市を築き上げていくことを目的に策定した。

そのため、10年という計画期間にとらわれることなく20年後～30年後をも視野に入れた内容となっている。

2. 基本理念と都市像

(1) 基本理念

第4次総合計画では、豊かな自然や文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることでできるふるさと宇治を創造していくという考え方を基に、『みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市』を基本理念として設定している。

(2) 都市像

基本理念を実現していくために、具体的な目標となる五つの支柱を設定している。

市民の参加と連帯による地域づくりをめざす人間都市

基本的人権を尊重し、市民がまちづくりへ参加する都市

ゆたかな自然環境との共生をめざす環境都市

自然環境と日常生活・産業活動が調和し共生する都市

健康でゆたかな暮らしをめざす福祉都市

こども・高齢者・障害者など誰もが健康で明るく安心・安全に暮らせる都市

歴史の継承と文化の創造をめざす歴史・文化都市

地域や学校での教育・文化・スポーツを通じて新しい文化を創造する都市

伝統産業の育成と新産業の創造をめざす産業都市

21世紀を担う新産業を創造し、地域経済を豊かにする都市

3. 第4次総合計画と地域情報化

情報通信技術(IT)の進歩と情報通信ネットワークの普及、とりわけインターネットの普及により、情報通信は、社会生活や企業活動、市民間のコミュニケーション手段として不可欠なものであるという認識が広まりつつある。宇治市第4次総合計画における理念の実現についても、情報通信技術を活用することが必要である。

特に、まちづくりへの市民参加を推進するためには、行政と市民が同じ情報を共有すること、情報が全ての市民に開かれること、行政と市民、市民同士の意思の伝達・交換が迅速に行われることが、重要である。

このため、第4次総合計画では、次のような地域情報化の基本施策を提示している。

情報通信基盤の整備

地域情報ネットワーク化を推進するため、高速回線網等の敷設の促進や拠点施設の整備を推進する。

行政情報データベースの構築

行政への市民参加を促進するため、市民と行政が共有する行政情報データベースを構築し、双方向通信等を活用した情報の収集や提供のあり方を検討する。

情報利用技術の普及・向上

地域情報ネットワークの有効活用を促進するため、コンピュータ利用技術の普及・向上を支援する。

第三章 地域情報化の課題と方向

第一節 まちづくりの課題

第4次総合計画・基本構想で設定している具体的な目標を実現するには種々の課題がある。ここでは宇治市がめざす都市像の実現に向けた、宇治市のまちづくりの課題のうち、地域情報化との関連性があるものを整理する。

地域情報化や行政情報化の推進によりこれらの課題に対応することが望まれる。

(1) “人間都市”実現に向けた課題

地方分権が進み市の役割が増すなかで、人間都市実現のためには基本的人権が尊重される地域社会を前提とし、そこに住む人たちのニーズに合ったまちを、市民と行政がパートナーシップを発揮して協働して作りあげて行く必要がある。そのために、市民間あるいは市民と行政の双方向のコミュニケーションを充実させ市民参加型の行政を実現することが課題となっている。

また、ワンストップサービスに代表される行政サービスの高度化に向けて、電子自治体を構築して行くことも今後の課題となっている。

(2) “環境都市”実現に向けた課題

21世紀は地球規模での環境問題と共に、地域的な自然破壊や環境汚染への取組みが問われ、消費生活と産業活動を循環型社会システムへと転換することが強く求められている。宇治市では、貴重な財産であるゆたかな自然を残していくために、環境を守り共生するまちづくり、豊かな自然と調和したまちづくりを目指し、循環型社会システムの実現を基本方針としている。情報通信技術(IT)やネットワーク技術の進歩は、環境保全活動を支え、また、生活環境の改善と環境への負荷軽減を助ける手段の選択を可能としており、環境都市実現の有力な方策として推進を検討する必要がある。

(3) “福祉都市”実現に向けた課題

少子高齢化が進むなかで、生涯を通じて健康を維持し、子ども、高齢者、障害者を含めた誰もがゆたかな市民生活を送るために、保健・医療・福祉関連施策の充実した福祉都市の実現が必要である。また、福祉都市には市民が安心・安全に暮らすために防災対策を整備することが不可欠である。これと並行して高齢者の孤立を防ぎ、こころゆたかな生活が営めるよう、生きがい対策を進めて行くことも課題である。

これまで保健・医療・福祉関連施策や防災対策でITが果たした役割は大きいですが、今後は高速大容量へと進化するブロードバンド通信時代を見据えて、音声・データ・映像などマルチメディアを利用した保健・医療・福祉関連情報や防災情報の提供、双方向通信サービスなど、より高度な施策の推進が重要となる。

(4) “歴史・文化都市”実現に向けた課題

歴史・文化都市実現の課題としては、学校教育の充実やスポーツ、レクリエーションの促進などが挙げられる。これらに対し IT を活用した促進策の取り組みが始まっている。また、余暇時間の拡大と長寿化のなかにあって、すべての市民が充実した時間を過ごすために、生涯を通じていつでも、どこでも、誰でも、学習のできる多様なコミュニティ活動の場、例えば生涯学習センターや充実した図書館ネットワークなどを提供することが課題となっている。

宇治市には世界遺産に登録された宇治上神社や平等院をはじめとする文化財があり、記録として後世に残す意味でも、また広く世界に紹介する意味でもデジタルアーカイブなど IT の活用が、重要な課題となっている。

(5) “産業都市”実現に向けた課題

21 世紀は地方自治体が自立して、地域住民のニーズに立脚した地方自治を確立していくことが重要な課題となっており、そのためには安定した税収入などの財源を確保することが極めて重要である。宇治市では経済政策として、伝統産業の振興、観光産業の振興、新産業の創造の 3 点を重点とし、「宇治市産業基盤整備構想」では基本的な情報通信基盤として、「産業・情報センター」の構築や高速大容量回線網の敷設を提言している。今後は、IT 産業などの新産業の誘致や、バーチャルモール構築などによる既存商店街の活性化支援、あるいは観光客の増加に向けた観光情報の積極的な発信など、その具体策の立案が重要な課題となっている。

第二節 情報化に対する地域のニーズ

1. 市民の地域情報化に対する意識とニーズ

宇治市では第4次総合計画の基礎調査として、平成11年2月に市民意識調査を実施した。以下、その調査結果から情報化施策に関連する項目を抜粋する。



(1) 力を入れて行くべき施策

- ・高齢者福祉の充実
- ・医療、保健施設の整備
- ・身近な商店街の振興

その他、“自然環境の保全”をはじめ、環境面での要望が多い。

(2) 産業振興に関するニーズ

- ・既存商店街の振興
- ・新たな商業施設の誘致
- ・伝統産業の振興

の要望が多い。

(3) 環境問題に関するニーズ

- ・行政、住民、企業が一体となれる体制づくり
- ・市が率先して、環境へ配慮した行動をとる
- ・取組みの情報を積極的に公開する

の要望が多い。

(4) 男女共同参画社会についてのニーズ

- ・福祉の向上
- ・就労と育児の両立支援
- ・女性の雇用と労働環境の整備

の要望が多い。

(5) 市民参加のまちづくりに関するニーズ

- ・自治会や町内会の活動
- ・地域のサークル、ボランティア活動
- ・行政に積極的に関われる活動

の要望が多い。

市民意識調査の結果を見ると、市民生活の向上の観点からは、高齢化社会の到来に備えた、「高齢者福祉の充実」や「医療・保健施設の整備」を要望するものが多い。

また、地域の活性化や市民参加のまちづくりに対する要望も高い。

これらのニーズに合わせ、いつでも、どこでも、誰でもがサービスを楽しむ地域情報化を実現することが要請される。

2. 既存企業の地域情報化に対する意識とニーズ

宇治市に事業所を持つ企業が、地域情報化に対してどのようなニーズをもっているのかを明らかにするため、産業基盤整備構想策定作業の中で、平成 11 年 8 月に、行政に対する既存企業の要望を調査した。以下、その調査結果から情報化施策に関連する項目を抜粋する。

既存企業の情報化施策に関連する要望

力を入れて行くべき施策

- ・ 新技術情報の提供
- ・ 経済 / 経営情報の提供
- ・ 関連業界が情報交換できる場の提供
- ・ 異業種交流の場の提供

といった要望が上位を占めている。

調査結果によると、既存企業の業務の継続意向は、「条件が整えば、市内での事業を続けたい」とするものが 31.1%と最も多く、次いで「条件が整えば、市内での業務を拡張したり事業所機能を拡充したい」が 22.0%となっている。一方、移転意向のある事業所の多くは、その主な理由として「基盤が不十分」と回答している。

既存企業の多くは、宇治市内での事業継続・拡張の意思があるものの、産業基盤の不足がその阻害要因となっていると考えられる。

このことから、今後、企業の継続意欲を高め、また新産業分野の企業を誘致するためには、魅力のある産業基盤を整えていくことが要請される。

第三節 宇治市における地域情報化の方向

IT戦略本部の“e-Japan戦略”^{*1}では、4つの重点政策のうち2つとして“超高速ネットワークインフラ整備”と“電子政府の実現”を挙げている。宇治市では、第一節に挙げたまちづくりの課題の解決に向けた方策として、市民生活や社会活動・産業活動のさまざまな面における地域情報化を推進する。

地域情報化の実現に当たっては、行政とりわけ地域社会に大きな役割を果たす宇治市行政内部の情報化を並行して進める必要がある。行政の情報化は、市民への行政サービスの高度化と充実という目的に加え、行政の信頼性と公平性、透明性を高め、行政運営のプロセスの改善と効率化を図るものであることに留意しなければならない。

“地域情報化”と“行政情報化”は、宇治市の基本理念の実現に向けた施策展開を支える両輪であると言える。

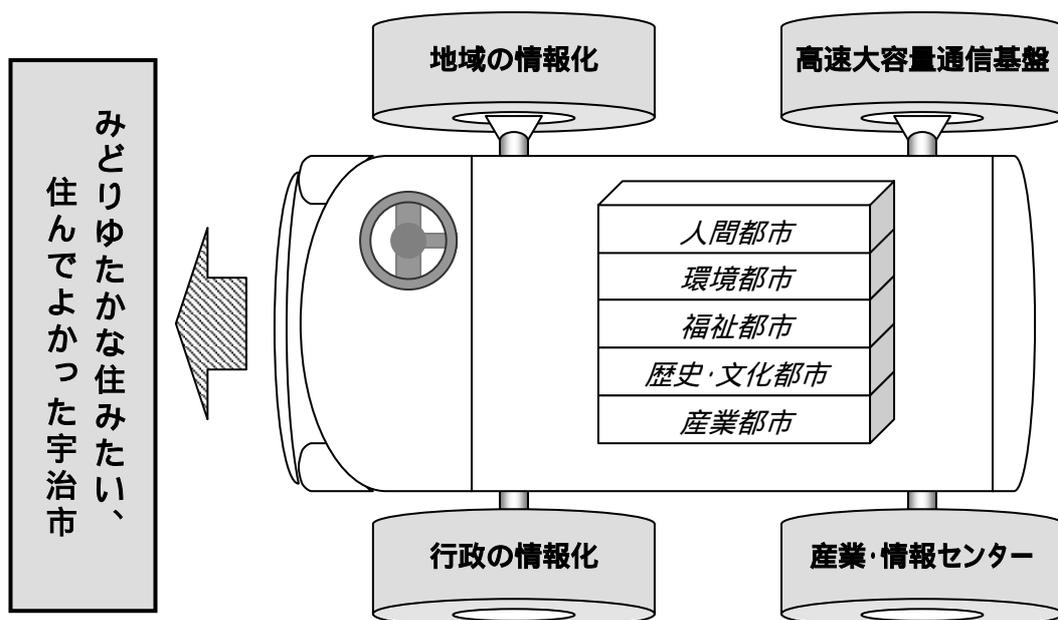
そのため、宇治市における地域情報化の対応は、以下を要点とする。

宇治市の地域情報化の要点

- (1) 市民の多様なニーズに対応するため、行政サービスの高度化を図る。
- (2) 安全かつ健康でゆたかな市民生活を享受できる社会の実現を図る。
- (3) 企業活動を支援する基盤と体制を整え、産業の活性化を図る。
- (4) 将来の一層の情報化の進展と通信需要の増大に備え、拡張性と柔軟性を持った通信インフラを整備する。

(1)～(4)の実現に向けた方策として、他自治体に先行して次の施策を積極的に推進する。

- ・高速大容量通信基盤の整備
- ・地域情報化中核拠点としての自立的運営組織「産業・情報センター」による地域活性化と情報利用環境の提供



^{*1} 平成 13(2001)年 1 月 22 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

第四節 配慮すべき点

地域情報化計画の重要な要素である情報ネットワークは、誰もが参加でき、利用者が対面しないという特徴のために、安全性の確保に特に配慮しなければならない。また市民に対する行政サービスの公平性と権利の保障の観点から、配慮すべき点を整理する。

(1) セキュリティ

個人情報の保護

情報化社会では、ネットワーク上で個人情報が扱われるため、利用者のプライバシー保護、情報の不正利用防止、漏洩・偽造・改竄防止等の安全対策を、認証技術・暗号化技術を活用して確実に実施し、市民が安心して利用できる制度と仕組みを整備する必要がある。

ネットワークの脆弱性対策

地域ネットワークは、インターネットという外部との接点を持つため、悪意を持った第三者の不正アクセスやデータ破壊などの攻撃を防止する対策を講じる必要がある。また、法的手続や公文書での活用を図るためには、発信確認・到達確認の仕組みを整備することも課題である。

(2) 情報バリアフリー

利用者には高齢者や障害者また日本語の得意でない外国人も多数含まれるため、いつでも、どこでも、誰でも、簡単に情報を利用し、活用できるようユニバーサルデザインに留意して整備する必要がある。市民に制限無く情報やサービスを提供するために、高機能の情報機器を配置した開放施設・設備の充実を図る必要がある。

また、日本語による情報配信に止まらず、英語や韓国語といった外国語によるほか、音声による情報発信も検討する必要がある。

(3) 情報リテラシーの向上

市民が入手した情報を有効に利用し、活用できる能力を育むため、学習機会の提供に配慮する必要がある。

また、市の職員について、情報化社会に対応した政策形成能力と遂行能力の向上を図るための研修、組織運用や人材配置を考慮する必要がある。

その他、共通言語と言われ、電子取引時代の標準データ形式になると言われるXMLの利用についても検討する必要がある。

(4) デジタルデバイドの是正

現時点では、パソコンをはじめとした情報端末は高価であり操作も複雑なため、高齢者や障害者でも簡単に使える利用環境を整備することも検討し、情報から隔離された市民が発生しないよう配慮する必要がある。

第四章 地域情報化の基本的考え方

本章では、前章までに整理した情報化の動向とまちづくりの方向並びに市民の地域情報化へのニーズなどをもとに、宇治市における地域情報化の基本理念を示す。

第一節 宇治市地域情報化の基本理念

市民が真の豊かさを実感できる

『みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市』

の実現に向けて、宇治市の地域情報化計画を以下の2つの基本理念に基づいて推進する。

(1) 市民と行政のパートナーシップによる

“人間中心の地域情報化”の実現

すべての市民にとって利便性が高く快適な生活環境を創造するとともに、暮らしを支える経済社会基盤を整備し、自然環境との共生を図る。

ITを活用した行政サービスの高度化を図りながら、市民と行政との双方向の情報受発信を充実し、行政への市民参加を促進する。自然環境の保護と循環型社会の構築に向けた取り組みにITを活用する。日常の市民生活や緊急時に必要な情報をいつでも得ることができ、探究心・向上心や人との交流を求める心を満たす、ゆたかな生活環境を実現する。子ども、高齢者、障害者を含むすべての人が、ゆとりと豊かさを実感し、健康で明るく安心・安全な市民生活を営むことができる、福祉に厚い都市を実現する。既存商工業の活性化ならびに新産業の誘導と振興を図り、にぎわいと活力あふれる地域社会の実現に向け、ITを最大限に有効活用する。

(2) 活力あふれる地域社会に向けた“情報通信先端都市”の構築

地域情報化の推進に不可欠な社会基盤としての高速大容量情報通信基盤の整備と、地域情報の受発信による市民の交流活性化ならびに地域産業の高度情報化促進と振興の拠点施設としての「産業・情報センター」の整備を積極的に推進し、他自治体に先行した“情報通信先端都市”を実現する。

第二節 目標年次

本市の地域情報化計画の実施にあたっては、10年後を目標年次と設定し、中期(5年以内)、長期(10年以内および経過以降)と段階的に推進する。

なお、目標年次以内であっても、社会状況に大幅な変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

第五章 推進すべき地域情報化施策

第一節 地域情報化施策展開の考え方

地域の現状と課題ならびに市民や産業界のニーズを踏まえ、第四章に示した基本理念に基づいて、本章では行政として取り組むべき情報化施策を、5つの視点から展開する。

地域情報化施策展開の5つの視点

行政サービスの高度化

環境都市の実現

福祉都市の実現

歴史・文化都市の実現

産業都市の実現

さらに、情報化により、享受できるサービスや、行政に声を反映させる手段に市民間や市内地域間で差が生じることのないよう、施策展開にあたっての共通課題や情報化そのものがもたらす課題に対して必要な施策を挙げる。

第二節 行政サービス高度化のための地域情報化施策

1. 電子自治体に向けた取組み

近年、社会の情報化が急速に進む中で、市民生活や産業活動の様々な面において、情報通信技術（IT）を活用した、よりきめ細かなコミュニケーションやサービス、迅速で効率的な取引などが実現している。これに対し、行政部門においても、ITを活用した庁内事務の改善と効率化が求められており、パソコンの普及とネットワーク技術・グループウェア製品の発達、行政事務を劇的に効率化・高度化すると期待されている。一方、国や京都府と同様、宇治市においても財政の健全化の要請が政策の選択の幅を制限しつつある。これに対し、財政支出を抑制しながら同時に、「行政の効率化」「行政サービスの高度化」「市民とのコミュニケーションの充実」などの行政の高度化を実現する手段として大きく期待されるのが、ITを活用した電子自治体である。

宇治市では、電子自治体の実現に向けた取組みとして、第一に、他の行政機関や企業、市民との間の手続等の電子化を推進する。

具体的には、庁内ネットワークを市役所本庁から別庁舎の全部門に拡張し、情報機器の整備を図る。また、行政文書の電子化を進め、全庁統一的な文書管理を行うことにより、庁内の情報共有と部門間の協働による事務の高度化・効率化を推進するとともに、紙と印章に基づく事務処理方法を見直し、庁内の意思形成過程を再編成することによって機動的な行政運営を目指す。

さらに市内にある国や府の地方機関・施設や総合行政ネットワークと結んで、電子文書の交換による事務の迅速化を図る。

また、財政健全化のための歳出削減に向けて、ミレニアムプロジェクトの方針に沿って、調達手続の電子化に取り組む。

2. 行政サービスの利便性向上

現代社会の複雑化と生活様式の多様化により、企業や市民の行政に対するニーズは多様化しており、より高度な行政サービスが求められている。とりわけ、単身世帯の増加と生活圏の拡大により、市民にとって行政手続の負担感が増しており、負担を軽減する施策を図る必要がある。

具体的には、インターネットによる申請・届出の受付を行う「電子申請」と、関連諸手続を一ヶ所の窓口で受付ける「ワンストップサービス」の実現に向けて取り組む。

電子的な手続の窓口となるキオスク端末（公共情報端末）を市民の生活圏内にあるさまざまな施設に配置することで、サービス窓口の拡充を図る。同時に、京都南部都市広域行政圏などの周辺都市と連携して相互の窓口で手続を行う広域サービスを検討する。将来は、家庭や職場など個人または民間の接続環境から手続を可能とすることを視野に入れて検討に取り組む。

また、電子認証技術の発達により、電子証明の交付など各種証明の電子化が可能となっており、個人情報保護に留意しながら、電子認証技術を利用した本人確認事務の簡素化・効率化を推進する。

単身生活者の増加や人の移動など社会の流動性の高まりにより、地域コミュニティを通じた情報の伝達・流通が低下しつつある。公共施設、公的行事やイベントなどの情報を、従来手段に加え、インターネットなどを通じて広く発信するなど、行政からの情報発信の高度化を推進する。さらにインターネットによる施設利用予約やイベント参加申込みの受付など新しいサービスの提供により、施設利用機会の拡充と公平性確保が図られ、施設利用率の向上につながることも期待できる。

また、手数料・使用料等の電子決済の導入について検討するとともに、郵便局、民間金融機関やコンビニなどを活用して公共料金の支払窓口の拡充についても検討する。

3. 市とのコミュニケーションの充実

地方分権化が進み地方自治体の役割が高まる中で、住民自治を強化するために、行政の透明性を高め、行政への住民参加を促進することが求められている。

宇治市では、ITを活用した行政情報の提供ならびに市民からの広聴などの双方向コミュニケーションを積極的に推進する。

具体的には、宇治市ホームページを一層充実させ、

- ・市民の側から見た手続窓口や問合せ先を検索できる索引を設ける
- ・条例、規則、関連法規を公開し、市民がみずから権利利益を守ることを助け、合わせて法令の周知と法令遵守の徹底を図る
- ・行政情報を積極的に提供し、市民に対する説明の責務を果たすとともに行政改革の必要性を訴える
- ・政策案の公開とパブリックコメントの募集により市民の行政参加を高める

などの案を検討する。

広報紙、行事案内、検診のお知らせなど、権利関係に直接影響しない文書については、電子メールなどを利用したペーパーレス化を図ることで、郵送費などの経費削減や伝達周知時間の短縮といった効果が期待できる。

情報公開を積極的に進めるために、インターネットによる行政文書の検索・公開請求受付など情報公開請求手続を簡略化し、請求にかかる市民の負担軽減を図る。

また、将来に向けた取組みとして、市民を対象とした電子アンケートならびに選挙における電子投票制度について、国の「電子機器利用による選挙システム研究会」の検討内容を踏まえながら、その効果と課題について検討する。

第三節 環境都市実現のための地域情報化施策

1. 情報化と環境保全の関わり

市民生活を脅かす環境問題は深刻さを増しており、温暖化防止・森林減少対策・ごみ減量など社会全体の取組みと行政界を越えた広域・国際的な協力が必要となっている。環境問題は特に、外部不経済性が強く現れる分野であり、公共部門の積極的な働きが求められる。既に環境研究及び環境技術開発、公共事業における環境配慮などの施策が進められつつあるが、地域情報化に当たっても、情報化による自然環境への影響と、環境保全活動への貢献を考慮すべきである。

情報化が進展すると、実体のある財から情報・サービスへと経済の比重が移り、大量生産・大量消費・大量廃棄による資源浪費型から物質への依存度が低く環境負荷の少ない社会経済システムや生活様式へと転換が進む可能性がある。人やモノの空間的な移動・輸送の減少と生産・流通の効率化による資源消費と汚染物質排出の削減と騒音減少の効果が期待できる。

また、ペーパーレス化による紙や事務用品の消費量削減、産業構造のソフト化による工場・オフィスなど事業所から排出される産業廃棄物の減少、不要品情報の提供などによる再利用(リユース)の促進など、循環型社会形成に向け IT を活用することが重要である。

一方、IT を活用して大気汚染・水質汚濁などの環境の監視・観測を強化し、環境汚染情報の公開・周知を図るなど、環境保護活動の情報化を推進し、生活様式や産業活動の改善を促進することが可能である。

以上のように、情報化は環境保全に貢献することができる。次項からは、宇治市が取り組むべき、環境保全につながる情報化施策を示す。

2. 環境情報化対策

地域情報化と環境問題を考える上で最も重要なのが、環境行政そのものの情報化と環境保全活動の情報化である。

市民生活に密着した行政サービスとして、市ではごみ収集と処分を行っているが、処分場の残余処分能力の不足、特定大型家電製品のリサイクル制度化¹などごみ収集業務の複雑化に対応して、IT を活用したごみ収集業務の効率化を推進する。特に、ごみ収集費用負担の適正化に向けて、粗大ごみなどの収集の受付・作業指示・決済業務の電子化を検討する。

また、双方向通信の利点を生かして、生活排出ごみの削減や生活排水による汚染の防止に向けて、ごみ減量の工夫・環境にやさしいライフスタイルの提案、不要品に関する情報交換の場の提供や、環境アセスメント結果・環境統計・ダイオキシン調査結果の公表など市民への情報提供や協力の呼びかけに情報通信媒体を活用する一方、市民から環境問題について情報収集や意見の募集を行うなど市民参加型施策による解決を図る。

¹ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)平成13年4月施行

また、広域汚染や廃棄物の越境移動など行政区域を越えた広がりを持つ問題に対し、情報化によって、行政と環境 NPO などの環境保護活動の情報交流促進と広域連携を促進する。

3 . 交通対策

宇治市の課題である慢性的な交通渋滞は、大気汚染・騒音・振動・交通事故の危険・社会的な時間効率の低下など環境へ悪影響を及ぼしている。情報化が交通対策の一助となるよう努める必要がある。渋滞情報や駐車場空き情報などの道路交通情報を関係者の協力を得て入手し、地図情報と連動して提供することによる交通渋滞の緩和策や違法駐車防止策、鉄道・バスの運行状況を情報提供することによる公共交通機関の利用促進策などを検討する。

また、交通事故防止策として、交通事故の事例紹介、危険情報の提供、安全教習などに IT の活用を検討する。

4 . テレワーク対応

サテライトオフィス、在宅勤務などの就労形態であるテレワークが、環境への負荷軽減の面から注目されている。テレワークは、情報通信機器の普及とネットワークの発達によって可能となってきたが、人の移動による資源消費、汚染物質排出の削減などの効果があるだけでなく、就労者の通勤地獄とも称される負担の軽減、商工業地区の昼間人口過密の緩和や、社会機能の分散による災害時の機能維持などの効果が期待できる。

宇治市では、テレワークを可能とする情報通信基盤の整備と、共同利用設備の斡旋など市内事業所のテレワーク実現のための支援を推進する。

5 . 緑の文化発信

宇治市では環境保全施策のひとつとして緑化活動を推進している。緑化活動の情報化として、緑の文化の発信拠点である宇治市植物公園を中心に、緑化事業・イベントなどの案内や展示会・コンテスト・講習会の案内・募集、植物の栽培・育成方法の紹介、園芸相談など、緑化運動の情報発信や緑化意識の啓発を推進する。

第四節 福祉都市実現のための地域情報化施策

1. 福祉施設対策

少子高齢化が急速に進む中で、福祉需要は増加と多様化を続け、福祉施策においては、情報化や情報の共有化が求められている。宇治市では、福祉施設内の事務処理のシステム化にとどまらず、問題や困窮者の早期発見など適切な対応がとれるよう、市ならびに関係機関と福祉施設間との情報の共有化を促進する必要がある。

福祉施設が社会制度の中で適切に位置付けられるためには、施設がもつサービス水準や運営状況といった情報の発信と公開を積極的に進めることにより、市民が福祉施設を主体的かつ主導的に選択することができるようにすることが重要である。

また、福祉施設の利用状況や入居者の情報などを家族に提供するなど、安心して利用でき任せられる環境づくりも進める必要がある。

2. 高齢者コミュニティ対策

高齢者の増加に伴い、その多様化と問題点が浮き彫りになってきた。健康で積極的な高齢者が多く見られる半面、余暇が多様化し従来型の高齢者コミュニティ活動が低調となったり、地域社会との結びつきが希薄な高齢者が増えるなどの側面がある。

遠く離れた同好の士を見つけるのに、時間と場所の制約を受けないネット社会は最適であり、サークル活動の情報提供や情報交換、ネット上の句会や囲碁・将棋対局などの参加型活動の場を提供するなど、現実の地域コミュニティを補完するものとして、多様な趣味嗜好に応じたネットワーク型コミュニティづくりを支援する。

3. 生きがい対策

「国民生活白書」によると、地域貢献活動やボランティア活動に対する市民の関心は高いものの、情報の不足により活動の機会を逃している例も多いという。市民、特に障害者や高齢者が社会参加をし、生きがいを持って暮らせる社会を目指し、市民の生きがいづくりを支援するために、バリアフリー情報や自治会などの地域コミュニティ情報、NPOなどのボランティア情報を提供し、情報交流を促進する。

4. 保健・医療対策

保健・医療分野の情報化を検討するにあたっては、市民の健康増進と適切な医療の提供を第一に考え、同時に現状の課題への対応を図る必要がある。情報化による健康増進策として、個人情報 の適正な取扱いを前提に、健康診断・検診・検査結果・病歴・診療記録・投薬情報など市民個人の健康情報や医療情報を保健・医療機関の間で共有できれば、適切な診療や保健指導に役立てることができる。保健・医療情報の共有により、病診間の連携や医薬分業を進め、かかりつけ医と地域中核病院から成る地域医療体制の確立を促進することにつながる。また市民の健康が増進すれば、増大する高齢者医療費の抑制効果も期待できる。

結核など再興感染症や O157(腸管出血性大腸菌感染症)の流行や食中毒事件の発生、

食品添加物や遺伝子組み替え食品への関心の高まり、薬害事件やアレルギー、シックハウス症候群などの増加を背景に、正確な保健情報を求める市民のニーズが高まっている。これに対応して、感染症情報の速報、食品情報・薬事情報など、国や京都府の協力を得ながら、情報提供の方法を検討する。

また、介護保険制度の開始を受けて、介護事業者・介護施設、介護サービス内容や介護用品、制度の利用方法など介護関連情報の提供を進める。

緊急医療体制の整備としては、ITを活用した、高齢者・障害者などからの緊急通報機能の高度化と受付体制の充実を推進する。

さらに長期的には、高速大容量ネットワークを利用した在宅診療や複数の専門医による共同診療など地域連携型チーム医療への取組みを検討する。

5. 災害・防災対策

災害・防災対策については、「宇治市地域防災計画」に定めるところであるが、情報化による補完的な機能として、平常時ならびに災害時における市民への情報提供機能を強化することができる。

平常時においては、災害避難場所の広報、防火防災の心得、防火防災用品、非常持出品などの防火防災情報の提供など、防火防災知識の普及を促進する。

災害時においては、河川水位・氾濫情報、地震情報、被害情報、交通情報などの災害情報の速報や被災者の安否情報の収集と公開など、正確・詳細でいつでも見ることができるという情報通信の長所を生かした、情報提供体制を整備する。

また、災害対策本部の機能強化策として、映像や音声を含む双方向通信機能を活用し、関係諸機関との連絡機能や被災情報の収集や指示伝達機能の高度化を図る。

第五節 歴史・文化都市実現のための地域情報化施策

1. 学校教育の情報化

授業など学校教育の現場においても IT の活用をすすめる。その前提として市立小中学校において、情報機器配備と校内のネットワーク構築を推進し、「ミレニアムプロジェクト」が目指す公立小中学校のインターネット接続環境整備に先行して取り組む。

インターネットを活用し、市内だけにとどまらず、近隣市町や国内外の学校との交流を促進する。マルチメディア教材などの教育用コンテンツを授業で活用したり、ネットワークを利用した合同授業を行ったりなど、授業の IT 化を推進する。教員間や児童・生徒間の情報共有や情報交換を実践し、ネット社会のルールやマナー、自衛方法、情報の取捨選択や判断力などを含めた情報リテラシーの向上を図る。

また、教員と児童・生徒とのコミュニケーションを充実し、よりきめ細かな指導を目指すとともに、学校と保護者・地域社会とのコミュニケーションの拡大により地域が一体となった教育体制づくりを図る。

この他、いじめや不登校などの問題に対応して、在宅または入院児童・生徒向けの遠隔授業や、映像記録技術を活用した欠席者向けの補習授業、ネットワークを利用した授業参観などの応用を検討する。

2. 生涯学習の情報化

IT 戦略本部の「e-Japan 戦略」では、人材育成の観点から学校における情報教育ならびに社会人に対する情報生涯教育の充実を目標に掲げている。宇治市においても、情報教育の観点に加え、地域住民の文化活動の発展を図る情報化施策を推進する。

生涯学習の分野においては、情報機器操作など情報学習だけでなく、文化・スポーツなどあらゆる領域に IT を生かすことができる。

宇治市では、施設内の専用端末を開放して文化・スポーツ施設の利用案内・予約機能を提供しているが、対象を公民館などの施設まで拡大し、インターネットによる自宅や職場からの利用など、サービスの拡充を進める。また、手数料や利用料の電子決済や、近隣市町との施設相互利用など広域的なサービスを検討する。

さらに、学習講座の案内・予約や学習関連情報、サークル活動情報の提供など IT の活用による学習機会の増大を図り、また、遠隔学習に向けたカリキュラムの構築の可能性を検討するため、情報収集・提供の拠点として生涯学習センターの高度情報化を推進する。

3. 社会人教育の情報化

産業構造の変化と IT 産業の成長により、社会人についても新技術に対応した能力開発が求められている。仕事との両立を図り短期間に効率的な教育を実施するため、ネットワークや双方向映像通信技術を活用した遠隔教育や柔軟な教育プログラムの整備を推進する。

大学などの高等教育と企業の社員教育・研修を相互に実施するなど、産学共同教育実現のための環境整備に取り組む。

4. 図書館の情報化

図書館はあらゆる情報の宝庫であり、生涯学習の拠点及び情報の発信拠点としての役割が期待されている。

宇治市立図書館では、すでに蔵書管理や貸出管理の電子化を実現しているが、今後はインターネットによる蔵書情報の公開や、市民が身近にある情報機器を活用して蔵書検索などができるように情報発信機能を強化して、図書館サービスの充実を図る。また、図書館内に市民向け情報コーナーを設けて、市民の IT 活用技術向上と多様な情報収集の場へと発展させる。

5. 文化施設の情報化

宇治市歴史資料館、源氏物語ミュージアムなど宇治市内の文化施設においては、情報化によるその活動や研究の高度化を図る。

施設の活動状況や研究成果を発信する窓口を拡張するとともに、他の施設との間の情報交流や共同研究を促進する。

また、収蔵品や展示品のデジタル映像化とデータベースの構築(デジタルアーカイブ)に取組み、平等院や宇治上神社などの歴史的建造物・文化遺産に関する情報を後世に残すとともに世界に向けて発信する。

第六節 産業都市実現のための地域情報化施策

1. 新産業創出対策

産業振興策としての地域情報化は、「宇治市産業基盤整備構想」に示されたように、情報基盤整備と情報中枢機能の設置が最重点施策であり、これらは同時に、ソフトウェア産業、情報サービス産業、コンテンツ産業などの IT 関連産業の誘致と振興の目標実現にも不可欠である。宇治市では、IT 関連産業の誘致・育成に向けて次のような施策を展開する。

第一に、IT 関連産業が活発な事業を展開できるよう、高速大容量回線やオフィス、関連産業間の情報交流の場など、企業活動に適した環境を整備する。

第二に、先進技術開発と創造に力を注げるよう、会社設立や特許取得などの法的手続を始めとする渉外活動を支援し、市場調査・受発注・経理・在庫管理などの共通機能を提供し、起業を促す。

第三に、特許情報や規格情報などの産業情報や経営情報を提供し、企業の経営効率化を支援する。

第四に、仮想商店街（バーチャルモール）と電子商取引市場（eマーケットプレイス）の設立を検討し、販路が未成熟な企業の取引拡大を支援する。

また、IT 関連産業に関わりの深い要素技術などの産学官共同研究を斡旋し、その事業化を支援する。

2. 商業振興

既存の商店が IT を活用することで、大型店やチェーン店に対抗する競争力を身につけることが可能となっている。宇治市では、単独での設備導入などが困難な商店を支援するために、市内の商店が参加できる宇治市バーチャルモール（仮想商店街）の開設を促進する。

売り場面積に制約されず取扱い品目数を増やしたり、営業時間を 24 時間に延長したりができるなど、顧客層を拡大し取引量を増加させる効果を狙う。商品の配達・据付などによる顧客に密着したサービス、顧客一人ひとりの消費性向に精通したマーケティングと決済手数料の低額化など顧客志向の商取引により、全国資本に対抗する。

また、顧客志向のイベントや特売情報などをタイムリーかつ集中的に発信するなど、IT を活用した来店者の増加策を図る。

3. 観光振興

宇治市には、世界遺産である平等院と宇治上神社を始めとする多くの文化財・史跡などの観光資源があり、これら集客力の高い観光資源に関する情報の発信強化により、観光客の増加を図る。

また一方で、観光客にとって快適で親切な環境を提供し、再訪者を増やすことも重要である。キオスク端末（公共情報端末）による情報提供、位置情報を利用した道案内や携帯端末を用いた観光ガイドなど、閑静な趣を妨げず、観光客一人ひとりの関心や好み

に応じた個別の情報提供を行うことができる。

4. 伝統産業振興

宇治市の伝統産業である陶芸については、作品の紹介・解説、体験募集やネット販売など、情報発信の強化による振興を図る。

茶業については、市のホームページに掲載している宇治茶の解説に加え、広告やネット販売など知名度向上と消費拡大のための情報発信を強化する。

農業については、農業従事者の減少傾向を踏まえ就農斡旋に努めるとともに、市況情報、肥料・農薬などの資材情報、病虫害情報、経営情報などの農業経営情報を、農業協同組合と連携しながら提供し、農家の支援を行う。

第七節 施策展開にあたり配慮すべき点

1. 人材の育成

地域情報化を円滑に進めるにあたっては、市民の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るため、IT を指導する人材が必要である。宇治市では、IT を指導する人材の育成のために、各学校に情報教育推進者を設置し、京都府と連携して教職員の IT 研修を充実するなど、教職員の指導力向上を図る。また、企業・大学などと連携した人材の育成と活用を検討する。

さらに、市民向け IT 講習を初級から上級まで準備し、受講者が地域住民に指導的な役割を果たすことを促すなど、地域社会に根ざした指導者の育成を図る。

2. 情報弱者への配慮

地域情報化が進展するにつれ、その恩恵を十分受けることがない人々が現れる可能性がある。高齢者、障害者、外国人など、情報化社会における情報弱者と考えられる人々が、情報化による不利益を被ることがないように、必要な措置を講じることが行政の責務である。特に、行政からの情報が一部の市民に提供されなかったり、行政サービスに格差や不公平が生じるようなことはあってはならない。

その施策の要点は、第一に、電子情報を利用する機会（デジタルオポチュニティ）を十分に確保すること、第二に、情報機器の利用が困難な人々に代替手段を提供することである。

高齢者は多様であり、健康で学習意欲が高い高齢者も多い。このような IT を積極的に利用する意欲のある高齢者に対しては、大きな文字のキーボードなど高齢者向けバリアフリー情報機器の貸出し、IT 講習や出張指導などの支援が有効である。一方、高齢者の大半に情報機器が普及していないのが実状であり、情報機器の利用を望まない高齢者に強制することはできない。そのため、窓口サービスを縮小しつつも維持し、FAX サービスやテレホンガイドなど、より簡易な代替手段の充実を図る。

障害者については、情報バリアフリー環境を整備することが必要である。障害の種類や程度に応じた情報バリアフリー機器を備えた施設の開放や、機器の貸出し制度などの充実を図る。公的施設の情報バリアフリー環境整備を支援する。また、議会や審議会などの傍聴が困難な聴覚障害者向けに議事録を速やかに文書化して公開したり、視覚障害者向けにお知らせを音声メールで伝えたりなど、各種障害に配慮した代替手段の提供に留意する。

国際化の進展に合わせて、今後宇治市に在住または来訪する外国人の増加が予想される。国際人権規約を尊重して外国人の権利や利便性についても配慮する。外国語による情報発信、外国人登録や入国管理事務手続などの行政手続情報の提供、外国語が通じる医療機関や店舗、同国人コミュニティの紹介など、生活関連情報の提供がその一例である。

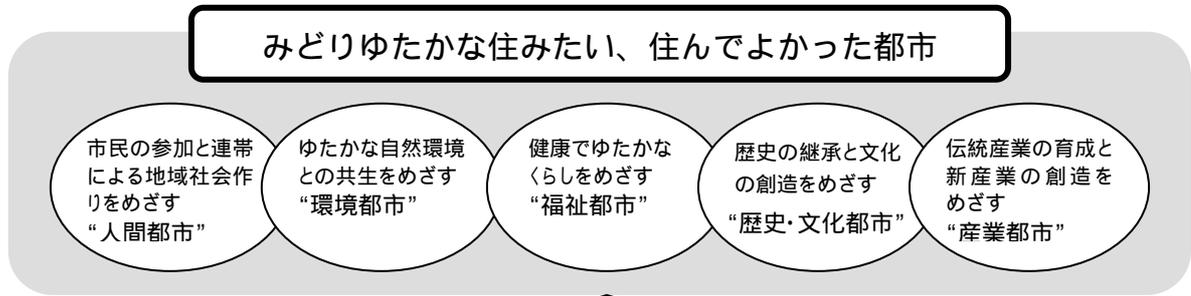
インターネットの普及が進んだとはいえ、情報機器は高価であり、経済的な理由で情報機器を家庭で使うことが困難な市民にも配慮する必要がある。公共施設にキオス

ク端末（公共情報端末）を設置したり、市民が情報端末を自由に利用できる拠点を整備したりするなど、情報機器利用環境の整備を図る。また、利用者側に高性能な機器を必要としない簡潔な表現方法を採用よう配慮し、比較的安価な旧型機器や携帯端末など、パソコン以外の多様な機器を含む、あらゆるインターネット接続環境に対応したサービス提供に留意する。

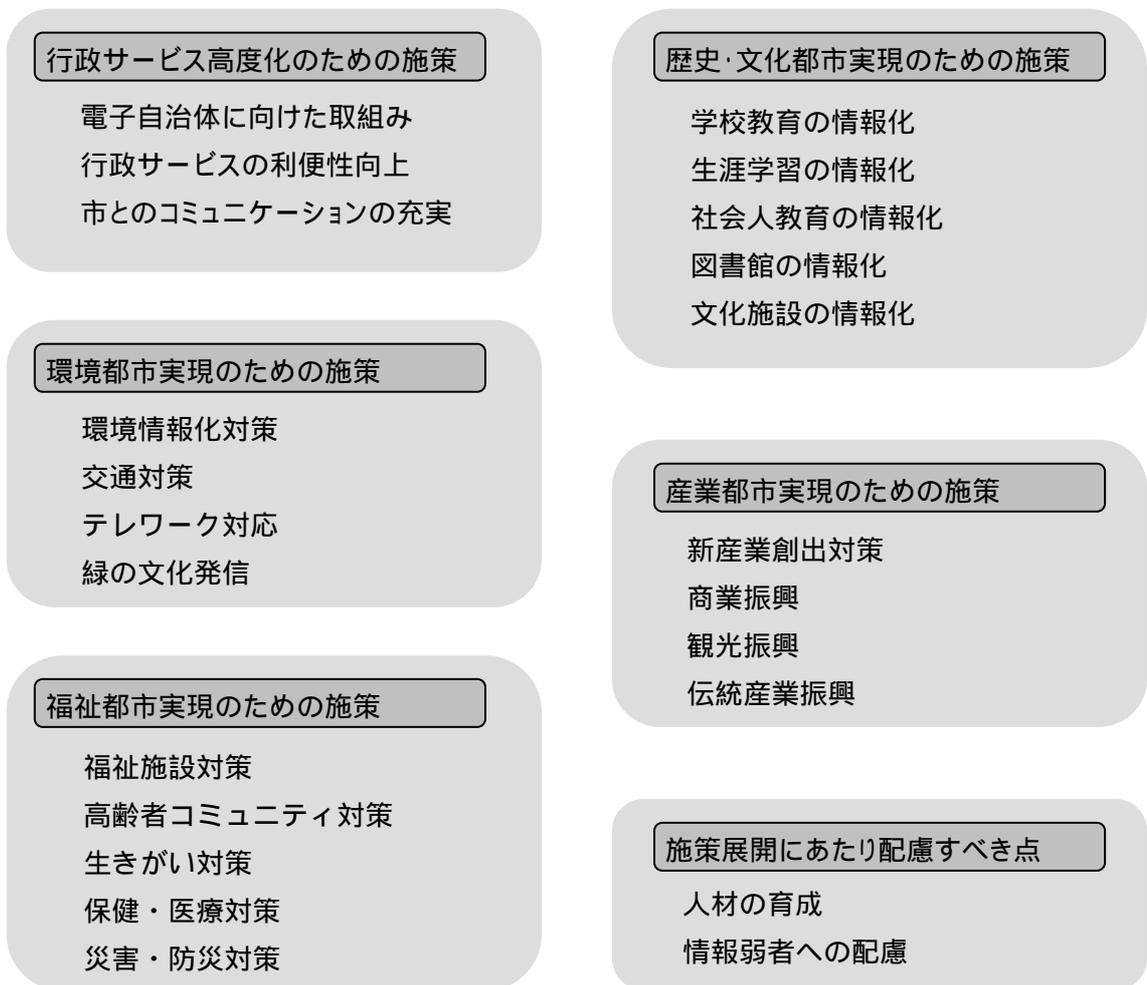
なお、情報機器の利用による肉体的または精神的負担（テクノストレス）に配慮し、予防と発症後のケアに必要な措置を検討する。

図 5-1 推進すべき地域情報化施策の体系図

まちづくりの基本理念



地域情報化の基本理念



第六章 情報通信基盤整備の考え方

第一節 情報通信基盤整備の方向

地域情報化実現のための施策を実施するにあたり、宇治市内における情報通信基盤の整備が不可欠である。

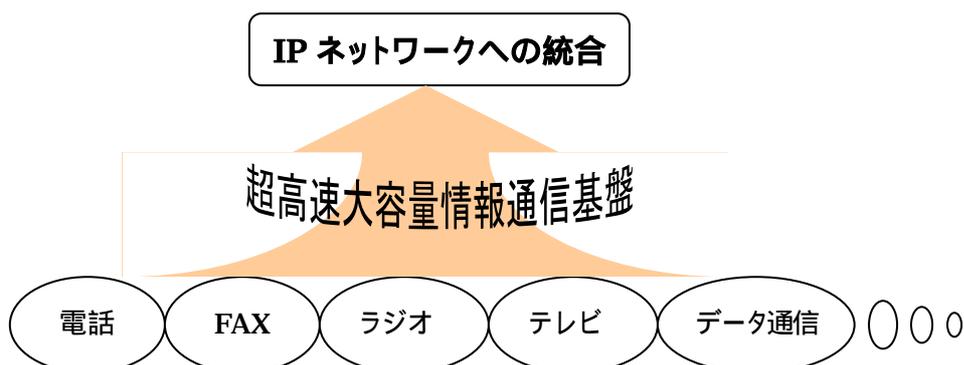
地域情報化は、行政機関や公共機関が個々に情報化を行うだけでなく、各機関が相互に情報を共有・交換し、また市民や企業・団体がネットワークを通じて情報を利用することで大きな効果を発揮することができる。そのため、宇治市における情報通信基盤として、市内の主要な行政機関と公共機関を結ぶ基幹網及び民間利用者のためのアクセス網（加入者網）の整備が求められる。

情報通信基盤の整備にあたっては、政府の「e-Japan 戦略」に示される通り、いつでも、どこでも、誰でも、多種多様な選択肢やサービス、安心、容易、安全確実、安価、高速、効率的、国内外無差別、グローバルな整合性、を基本要件として推進する必要がある。

情報通信基幹網は、社会生活や産業活動に不可欠な社会共通の基盤であり、行政が主体的に整備し開放することが望ましい。一方、市民個人の住宅や企業・団体の事業所などを基幹網に接続するためのアクセス網については、利用者のニーズと整備に要する費用対効果とのバランス、既に市域に展開している民間事業者との連携と共存を考慮すべきである。

第一章に述べた現在の技術動向に基づくと、従来は電話、FAX、ラジオ、テレビなど異なる通信メディアを用いていた音声や画像情報が、IP化により一つのメディアに統合されていくと考えられる。そのため、情報通信基盤として、IPネットワークを構築することを目標とする。また、ネットワークを介して流通する情報量は、利用者の増加と音声・静止画・動画などの大容量データの流通によって、増加の一途をたどっており、基幹網は「超高速」「大容量」であることが必要である。本計画の目標年次に情報通信需要に対応可能な高速性と容量を確保するために、実施時期における技術動向に沿った適切な整備方式を選択することに留意すべきである。

さらに、整備方式の選択にあたっては、公共・民間を含め、市域における既存の資産を有効活用することを十分検討するものとする。



第二節 宇治市における情報通信基盤整備

宇治市における情報通信基盤について、基幹網、アクセス網、情報セキュリティ基盤に分けて、それぞれの整備手法を検討する必要がある。

基幹網の整備にあたっては、行政が主体的に整備するという前提の下で、市街地を周回する幹線と市内主要施設を繋ぐ支線から成る光ファイバーネットワーク上にギガビットイーサネットを構築し、今後の主流と見られる通信方式である IP ネットワークを整備する。幹線は、災害などによる障害に対する耐性を考慮して 2 重化ループ（円環）構成とするのが望ましい。教育や生涯学習、産業分野などで動画コンテンツの利用を図るためには、幹線には 1Gbps^{*1}以上の通信速度が必要である。重複投資を避け、資産の有効利用を図る観点から、民間の既存光ファイバー網の未使用部分（ダークファイバー）を借上げる方式が考えられる。また、光ファイバーの敷設が困難な山間部については、無線により拠点を接続するのが有効である。

アクセス網については、現在普及している一般公衆網または ISDN よりも遥かに高速な FTTH などのブロードバンド回線が求められているが、市域が広く住宅、事業所とも非常に多い宇治市では、行政が全てを整備することは費用的に困難である。むしろ、利用者が多様なニーズに合わせて、料金・条件などの自由な選択が可能となるように、民間事業者によるアクセス網整備の促進を図ることが望ましい。ただし、産業集積地区においては、情報産業の誘致・育成と振興の目標に則して、FWA（加入者系無線アクセスシステム）などの活用の検討を含めて、超高速ネットワークの早急な整備を図る必要がある。

情報セキュリティ基盤は、利用者の個人情報を保護し、電子的な行政手続や商取引を安全に行うために不可欠である。通信網は、行政や民間の商取引などに共に使われる共通基盤であるため、ネットワークを論理的に分割する技術を用いて、“行政間ネットワーク”、“行政＝市民・企業・団体間ネットワーク”、“事業者間ネットワーク”、“事業者＝市民間ネットワーク”を構築し、相互の漏洩や不正アクセスを防止する。また、行政が市民個人を特定し、その認証を行う認証機能が必要である。

なお、従来 CATV を通信媒体として利用する例が多かったが、宇治市には現在 CATV が整備されていないこと、また CATV による通信速度が今後要求される超高速通信に及ばないことから、市内一部地域で地上波放送の電波障害対策として有効活用する可能性はあるものの、情報通信基盤として新規に CATV を整備することは適切でない。

これまで宇治市は、情報通信基盤の整備の面で後進地であったが、それ故に現在の需要・技術水準からみると低速のインフラや改修が困難な設備を抱えておらず、本計画で示す基盤整備を比較的円滑に実施することができる。宇治市は、平成 17(2005)年までに地域情報通信の先進地となることを目指す。

そのためにも、平成 13(2001)年度内に完成見込みの宇治市公共施設情報ネットワークを、多面的に活用していくことが望まれる。

^{*1} Gbps : Giga bit per second 1 秒間に 10 億ビットのデータ通信を行う速度。

第三節 留意点

地域情報化による情報技術の利用の普及は、社会生活の利便性向上や経済の活性化など多くの利点がある反面、情報が即時に広範に伝わるという特徴などのため、深刻な被害をもたらす危険性を孕んでいる。そのため、地域情報化の推進にあたって、次のような点に留意する必要がある。

(1) 個人情報保護

行政が蓄えている個人情報の漏洩または不正利用の防止策を講じ、また本人が情報の確認と訂正を求める手段の確保を含め、自己情報のコントロール権が保障されるよう努める必要がある。

(2) ネットワークの安全性と信頼性確保

行政や産業活動の情報システムとネットワークへの依存が高くなっている現在、ネットワークの障害や停止は、利用者である市民や行政機関・企業・団体などに深刻な影響を及ぼす。そのため、地震・落雷・水害などの自然災害に備えるとともに、火災・停電や事故または破壊活動などによる障害への対策を準備する必要がある。また、不正アクセスによる情報の改竄や漏洩、不正利用、サービス停止攻撃またはコンピュータウイルスの感染に対する予防措置を講じる必要がある。

また、利用者が安心して行政手続や電子商取引を行うことが出来るよう、認証や暗号化などのネットワークセキュリティを整備しなければならない。

(3) 情報利用能力と利用機会の格差是正

地域情報化が進展する過程では、個人の情報利用能力（情報リテラシー）に差が生じることが避けられないため、情報利用能力の差が市民の権利や享受するサービス内容を制限することが無いよう、市民向けの講習など情報利用能力の開発と普及に努めることが重要である。また、情報機器の所有の有無などによる情報量やサービス内容などの格差を縮小するため、簡便で安価な手段で利用可能な情報提供や、市民が容易に利用できる情報利用環境の整備に努める必要がある。

(4) 情報弱者対策

地域情報化の恩恵を十分に享受することが出来ないおそれのある、高齢者・障害者・外国人などのいわゆる情報弱者については、適切な情報利用環境を提供するとともに、情報通信媒体以外の広報紙・電話・FAXなどの既存の手段を継続することも重要である。

(5) 健康の維持・増進

情報通信機器の利用が広汎・長時間にわたることによる健康障害や精神衛生上の問題に対し、予防措置や労働環境改善措置の普及・啓発に努める。

(6) 知的財産権の保護

ソフトウェアの違法コピーなどの不正利用や音楽・映像商品の無断配布など、著作権や特許権などの知的財産権の侵害を防止するため、ライセンスの管理を徹底し、権利の意義と保護の必要性について市民や企業などに対する普及・啓発に努める。

参考資料

用語解説

【 】内は、出典。

アプリケーション

一般にはコンピュータによる情報処理のために作られたソフトウェアを示すことが多いが、場合によっては特定分野の情報処理を行うためのシステムを意味する。 【ICAN21 構想】

暗号化

情報を暗号化する場合、鍵と呼ばれる数字や文字の列を使って行う（一般に列が長いほど堅牢）。このとき、暗号化と復号化（元の情報に戻す処理）の際に同じ鍵を利用する方法を慣用系暗号方式、異なる鍵を利用する方法を公開鍵暗号方式と呼ぶ。 【ICAN21 構想】

アクセス回線(アクセス系)(アクセス網)

通信事業者の基幹回線ネットワークとユーザーを結ぶ回線網。 【e-Japan 戦略】

アドレス空間

IP アドレス（ネットワークにおける通信相手の存在場所を識別するために使用する）が存在する論理的な空間のこと。現在の IPv 4 の IP アドレス空間は 32 ビット、IPv6 になった場合 128 ビットに増える。 【e-Japan 戦略】

インターネット接続サービス、インターネットサービスプロバイダ、ISP

インターネット接続サービスとは、世界規模の通信ネットワークであるインターネットに接続するサービス。サービスを提供する業者はインターネットサービスプロバイダ（インターネット回線接続業者、単にプロバイダと呼ぶことが多い）と呼ばれ、個人でインターネットにアクセスするには、何らかのプロバイダと契約して接続する必要がある。 【ICAN21 構想】

インターネットプロトコル(IP)

インターネットの標準プロトコル（通信手順）。OSI 7階層モデルではネットワーク層（第3層）にあたり、主にデータの伝送経路の選択等をつかさどる。互いに異なるオペレーティングシステムやソフトウェアを使用するコンピュータも、プロトコルに従うことにより同じインターネットワーキング環境で動作することが可能になる。 【ICAN21 構想】

インターフェイス

ある物とある物をつなぐ場合に必要な装置、手順、接続技術や、そのためのルール。

【ICAN21 構想】

(コンピュータ)ウイルス対策

コンピュータウイルスは、コンピュータのソフトウェア等に侵入してプログラムやデータを破壊するプログラム的一种。感染への予防措置として、ウイルスを発見・駆除するソフトウェアを導入しておき、他者からの入手したプログラム等の利用前には必ずチェックを実施することが重要。

【ICAN21 構想】

キオスク端末(公共情報端末、街頭端末、情報キオスク)

街頭や各種施設等に設置するマルチメディア公衆端末。特に、官公署、郵便局、駅といった身近な公共施設内に「自動窓口」として設置され、行政上の様々な手続きや案内などを行うための機器のこと。

【ICAN21 構想】

【IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針】

基幹網(基幹回線)

通信事業者の局間を結ぶ回線(ネットワーク)。

【ICAN21 構想】

グループウェア

共通の目的を持ったグループの作業を支援するLAN環境のソフトウェア(またはそのソフトウェアを含むシステムの総称)。システム例は、電子会議システム、電子掲示板、スケジュール管理をはじめ、非常に多岐に渡る。

【ICAN21 構想】

高度道路交通システム(ITS)

交通安全や渋滞緩和の推進を目的としたシステムで、最先端の情報通信技術により、道路交通情報の提供、自動運転、料金の自動収受等9分野で官民共同の研究開発が進められている。すでに実用化されたシステムとして、走行中の車に渋滞情報等を流す道路交通情報システム(VICS)がある。

【ICAN21 構想】

広聴(公聴)制度

地方公共団体が地域住民の意見、要望、苦情等を直接聞き、計画策定や行政運営にそれを反映させる制度。

【ICAN21 構想】

コンテンツ

情報の内容、中身。特に静止画や動画、音声等の素材を表す。

【e-Japan 戦略】

情報リテラシー

デジタルネットワーク社会に対応するために必要なパソコンの活用能力、ネットワークの活用能力、及びそれらを使いこなしてコミュニケーションする能力の総体を意味する。

【ICAN21 構想】

住民基本台帳

市町村行政の基礎資料といえるもので、1)「住民の氏名、住所、生年月日、性別」等の基本事項、2)「戸籍、続柄、保険、年金、手当」等の個別行政事項、3)「コード番号、行政区」等の自治体任意の判断による事項、等が記載されている。【ICAN21 構想】

セキュリティ

情報セキュリティ。情報通信を利用する上での安全性。【e-Japan 戦略】

地球温暖化防止京都会議

1997（平成9）年12月1日から10日まで京都市で開催された「気候変動枠組み条約 第3回締約国会議」。同会議には条約加盟国（167カ国、1地域）とオブザーバーの政府代表やNGO（非政府組織）等が参加し、同年12月11日には2008年～2012年の5年間に先進国等の二酸化炭素の排出を少なくとも5%削減する等の目標を掲げる「京都議定書」が採択された。

【ICAN21 構想】

地域情報化計画

自治省が平成2年1月に示した「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」において、地域の情報化を推進するに当たって地方公共団体に対して策定を推奨している、地域の情報化のための具体的な施策を体系的かつ網羅的に掲げた計画。【ICAN21 構想】

知的所有権

発明・デザイン・小説等精神的創作努力の結果としての知的成果物を保護する権利の総称。「知的財産権」「無体財産権」ともいう。特許、実用新案、意匠、商標の工業所有権と著作権、及びその他の権利に大別できる。【ICAN21 構想】

テレワーク

テレワークは、情報通信を活用した遠隔型のワークスタイルを意味する。テレワークの形態としては、本社から離れた近郊の職住近接の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先でも仕事をする「モバイルワーク」等がある。テレワークにより、通勤負担の軽減、労働生産性の向上、育児・介護と仕事の両立、女性・高齢者・障害者の就業機会の拡大、地域の活性化、交通代替による二酸化炭素排出量の削減等が期待されている。【ICAN21 構想】

電子認証技術

セキュリティ技術においては、単にメッセージを暗号化し内容を盗聴から保護するだけでなく、そのメッセージの発信者あるいは受信者が正しくその人であるかどうかを確認することが必要であり、これに用いられる技術をいう。【ICAN21 構想】

デジタル・デバイド

インターネット等を利用して情報を収集・活用できる人とできない人の間の格差や、情報通信技術の進展に伴って顕在化してきた地域間における情報格差のこと。

【IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針】

デジタル・アーカイブ

収蔵品や資料などを文字、画像情報、3次元情報、音、化学式、動画など各種の情報が含まれたデジタル情報として保管し、資料間の関連などを保持した形で管理されたもの。

【IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針】

認証 「電子認証技術」の項を参照。

パブリックコメント

広く一般に適用される国の行政機関等による政策の立案や規制の制定・撤廃等の際、事前に内容を公表して国民の意見を求める制度。

【ICAN21 構想】

プロバイダ

「インターネット接続サービス、インターネットサービスプロバイダ」の項を参照。

ミドルウェア機能

ミドルウェアとは一般に、オペレーションシステム（及びハードウェア）とアプリケーション・ソフトウェアの間に位置するソフトウェアで、主なものとして、通信処理、開発環境、データベース、システム・ネットワーク運用管理、グラフィカルユーザインタフェース（GUI）等の分野のものがある。ミドルウェアは、オペレーションシステム（及びハードウェア）の違いを吸収する機能を有するため、異なるオペレーションシステム環境でも共通的にアプリケーション・ソフトウェアを利用できる等、相互接続性の向上に資する。

【ICAN21 構想】

ミレニアムプロジェクト

平成11年12月に内閣総理大臣決定された、新しい千年紀を迎えるに当たっての国家プロジェクト。このうちの「教育の情報化」プロジェクトにおいては、2001年度までにすべての公立小中高等学校、盲・ろう・養護学校（約39,700校）がインターネットに接続できるようにする。また2005年度までに、全ての公立小中高等学校等が、各学級の授業においてコンピュータを活用できる環境の整備を行えるようにする。

【e-Japan 戦略】

庁内LAN

都道府県や市町村の庁内統合通信網で、電子メール等の通信機能やデータ処理、ファイル管理、データベース等、多面的な要素が一つのネットワークで統合運用されているもの。

【ICAN21 構想】

リテラシー

読み書きの能力。識字。転じて、ある分野に関する知識・能力。

【e-Japan 戦略】

bps

bits per second の略。bps はデータ通信における情報の通信速度の単位であり、1 秒間に通信することのできるビット数を表す。Mbps は 10 の 6 乗(100 万)bps。Gbps は 10 の 10 乗(10 億)bps。Tbps は 10 の 14 乗(1 兆)bps。

【e-Japan 戦略】

DSL (Digital Subscriber Line)

電話用の加入者回線(ツイストペアケーブル)を利用して、数百 kbps ~ 数 Mbps の高速デジタルデータ通信を可能にする技術。通信速度や伝送距離等に応じて、ADSL、HDSLをはじめ、いくつかの方式がある。

【ICAN21 構想】

ADSL

上り/下りの通信速度が非対称な通信方式で、下り方向の通信が高速である。従って、下り方向の通信量が多いインターネット(Webアクセス)の利用等>、加入者と局との間等で利用されることを想定している。また、スプリッタの挿入により、データ通信を行いながら電話を使用することも可能である。

【ICAN21 構想】

HDSL

対称型の通信方式で、2 対の回線を使用する。局間通信等、対称な速度が要求される場面で利用されることを想定している。

【ICAN21 構想】

FWA (Fixed Wireless Access)

通信事業者の基地局と固定端末(ユーザ)の間を無線回線で結ぶネットワークのこと。有線の回線と違い、電柱、管路などの地下設備が不要なため、短期間に低コストでアクセス回線を構築できる。WLL(Wireless Local Loop)とも呼ばれる。

【ICAN21 構想】

GIS (地理情報システム)

電子地図をデータベースとして、地理的な位置の情報だけでなく、空間の情報や属性データと合わせて統合的に処理、分析、表示するシステム。

【ICAN21 構想】

IP 「インターネットプロトコル(IP)」の項を参照。

IPv6

IP の次期規格の名称で、アドレス長が現行の 32 ビットから 128 ビットへ拡張されるなどの特徴がある。

【e-Japan 戦略】

ISP Internet Service Provider の略。「インターネット接続サービス、インターネットサービスプロバイダ」の項を参照。

ITS 「高度道路交通システム」の項を参照。

LAN

Local Area Network の略。構内ネットワークともいいビル内や事業所の構内など、限られた狭い空間でコンピュータや周辺機器などを接続し、データやプリンタなどの資源を共有するネットワークのこと。

【IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針】

NPO

NonProfit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

【e-Japan 戦略】

参考文献

- 1 . 平成 12 年 6 月 20 日 郵政省 『平成 12 年「通信に関する現状報告」』（通信白書）
<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/papers/h12/index.html>
- 2 . 平成 12 年 8 月 28 日 郵政省放送行政局長定例記者会見資料『ケーブルテレビの最近の動向』
<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/housou/000828j701.html>
- 3 . 平成 13 年 1 月 31 日 郵政省 『インターネット接続サービスの利用者数等の推移 平成 13 年 1 月（速報）』
<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/001227j601.html>
- 4 . 平成 12 年 3 月 29 日 郵政省電気通信審議会答申 『21 世紀の情報通信ビジョン -IT JAPAN for ALL-』
<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin/000329j501.html>
- 5 . 平成 11 年 5 月 31 日 郵政省電気通信審議会答申 『ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿』（平成 22 年のケーブルテレビ）
<http://www.yusei.go.jp/policyreports/japanese/telecouncil/lastans0531/990610d201.html>
- 6 . 平成 11 年 5 月 31 日 郵政省電気通信審議会答申 『次世代地域情報化ビジョン ~ICAN21 構想~』
<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin/990531j503.html>
<http://info.mpt.go.jp/policyreports/japanese/telecouncil/ican21/ican21.html>
- 7 . 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の将来推計人口（平成 9 年 1 月推計）』
<http://www.ipss.go.jp/Japanese/newest/newesti91.html>
- 8 . 平成 11 年 6 月 22 日 郵政省「次世代ネットワーク構想に関する懇談会」報告書 『2005 年へ向けた次世代ネットワーク構想』
<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/990622j601.html>
- 9 . 平成 11 年 12 月 19 日 『ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）』
<http://www.kantei.go.jp/jp/mille/index.html>
- 10 . 平成 12 年 11 月 27 日 情報通信技術(IT)戦略会議 『IT 基本戦略』
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai6/6siryou2.html>
平成 13 年 1 月 22 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 『e-JAPAN 戦略』
http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai1/pdfs/s5_2.pdf
- 11 . 平成 6 年 12 月 25 日閣議決定、平成 9 年 12 月 20 日改定 『行政情報化推進基本計画』
http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/b_01.htm
- 12 . 平成 12 年 8 月 28 日 自治省 情報通信技術(IT)革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部(地域 IT 推進本部) 『IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針』
<http://www.mha.go.jp/news/000828.html>

- 13 . 総務庁『申請・届出等手続の電子化に係るフォローアップ(平成11年度)の結果』
<http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/000513b.htm>
- 14 . 平成12年2月28日 郵政省電気通信審議会答申『情報通信研究開発基本計画(第3版)』
<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/teletech/00228b01.html>
- 15 . 平成12年5月30日『平成11年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告』,『平成12年度において講じようとする高齢社会対策』(平成12年版 高齢社会白書)
<http://www.somucho.go.jp/roujin/haku00in.htm>
- 16 . 総務庁統計局「人口推計」
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm>
- 17 . 平成12年5月30日 環境庁『平成11年版環境白書』
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/hakusyo.php3?kid=211>
- 18 . 平成12年12月22日 環境庁『環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 』
http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kakugi121222.html
- 19 . 平成12年8月 自治省「電子機器利用による選挙システム研究会中間報告書」
<http://www.mha.go.jp/news/pdf/densi.pdf>
- 20 . 平成12年12月28日 京都府『新京都府総合計画』
<http://www.pref.kyoto.jp/keikaku/sogo.html>
- 21 . 宇治市『宇治市第4次総合計画』
- 22 . 平成11年3月『宇治市第4次総合計画基礎調査報告書(市民意識調査編)』
- 23 . 平成10年3月 宇治市ニューメディア・コミュニティ構想推進協議会『平成9年度情報化推進基盤整備報告書』
- 24 . 宇治市『宇治市統計書 平成11年』
- 25 . 宇治市『平成8年事業所統計調査』
- 26 . 宇治市『宇治市の工業 平成10年工業統計調査結果報告』
- 27 . 宇治市『宇治市の商業 平成9年商業統計調査結果報告』
- 28 . 宇治市『宇治市産業基盤整備構想』